

震災と諸税の减免猶豫

14.7

260

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
10 11 12 13 14 15

始



震災と諸税の减免猶豫

元税務監督局事務官
東京税務監督局嘱託 中村繼男著

發賣所 稅務懇話會



震災と諸税の减免猶豫

14.7-260

元稅務監督局事務官
東京稅務監督局囑託 中村繼男著

大正
12.12.20
内交

はしがき

這次の大震災に當り司稅當局は罹災者の納むべき諸稅金に付、實に破天荒な例外規定を設けて種々な恩典を與へられた。今や未曾有の慘禍の後を承けて、吾れ人ともに復興に寧日なき秋、此等規定の内容を何人にも一讀直ちに了解し得るやう、極めて通俗平易に叙述することは從來稅務の民衆化といふことを呼號して來た私の責務であると信ずる。茲に倉皇筆を執り、難解な専門語を避け、手續上其の他必要な事柄は反覆説明を加へ、汎く世に頒たんとする所以のものは全くかうした趣意に出でたに外ならぬ。

若し夫れ關係法規を立法的見地より通觀すれば、幾多論議の餘地のあることは勿論であるが、今迄公布されたものは所謂應急施措で其の余の點に付ては當局に於ても折角考究中とあり、現に偶今朝の東京朝日紙に依れば、地租及び相續稅の減免に付ても近く具體的成案を見る

の運びにあるご専へらるゝ等、其の微懶を認め得るから此等の點に關する評論は總ての成案を見た上にするのが適當ご想ひ、今姑くこれに觸るゝことを避けた。

大正十二年十一月十七日

著者識

震災と諸税の减免猶豫目次

國稅

總說

緒言

罹災者國稅特別减免猶豫法

大體の趣旨

减免猶豫の範圍

减免される税金の種類 猶豫される税金の種類 震災被

害者(誰の納める税金か) 震災地(何處で納める税金か)

第三種所得稅の减免

一
二
三
四
五

免 稅

免稅される場合 決定所得金額の意義同居の戸主又は家族の意義

自己所有に係る其の住宅の意義 家財の意義

住宅又は家財の過半の意義

減 稅

減稅される場合 所得の計算方法 所得の基因たるの意義

商品原料品等の意義 損害見積金額の意義

課稅される所得額早見表 適用上の諸法則 計算例と其の説明

營業税の減免

第二期の免除 三七

第一期分又は全年分の減免 三八

大體の趣旨 利益の計算 (一)個人の利益計算

(二)會社の利益計算 营業税額 數箇の店舗又は數種の

營業を有する場合 营業主が中途で變つた場合

諸税の徵收猶豫

一 第三種所得稅 五一

二 营業稅 五二

三 地租 五三

四 第一種所得稅及び相續稅 五四

申 請 五五

救濟方法と戻稅手續 五

一 救濟方法 三

二 戻税手續五六
地 方 稅五六

所得稅、營業稅附加稅の減免猶豫五六

府縣稅、營業稅、戸數割 家屋稅、雜種稅等の減免猶豫五九

附 錄一

一 關係諸法令（緊急勅令、施行勅令、省令、稅法等）一

二 國稅の減免猶豫申請書式一切一

（附 書き方と注意すべき事柄）

震災と諸稅の減免猶豫

中 村 繼 男 著



言

大正十二年九月一日午前十一時五十八分、朝來の風雨和いで人はいま午餐の食卓につかんとするとき、突如として起つた關東方面の大地震は、帝都を中心として横濱以南三浦半島全部、相模灘の沿岸、藤澤、平塚、小田原より伊豆半島の熱海、伊東に及び更に飽がず、北して箱根、山北、御殿場、沼津方面に延び、東して房總半島の西部沿岸一帯、北にしては武藏野一圓より甲州方面に至る驚くべき廣汎なる區域に一大慘害を與へ、剩つさへ海嘯と大火これに伴つて隨所に起り、忽ちにして帝都の主要部分下町方面及び横濱、横須賀の殆んど全部をはじめ、其の他幾千百萬の建築物を倒

し、更に幾十萬の生靈を奪ひ、又更に幾千百億の財寶を烏有壊滅に歸せしめ、一時餘人をして慘害の徒らに誇大なるを疑はしめた。しかも未曾有のこの大天災は、いかなる誇張の言辭を以てこれを表さんとするも、到底此の戰慄すへき悽惨なる光景の一端をさへ表すことはできないのであつた。

まこと、震火による被害の概況を東京市内だけに就て見るも、焼失戸數四十萬八千戸に上り、焼失前の戸數六十三萬九千戸に對し六割四分にあたり、又罹災者數百五十萬五千を算し、焼失前の人口二百四十三萬七千人に對し六割五分にあたり、しかも燒死溺死壓死者の數六萬餘とは。

この秋この間に處する爲め、政府は臨時救護事務局を設置し、又戒嚴令、流言浮説取締令、支拂延期令、暴利取締令、曰く何令、曰く何官制と幾多の施設を試むるところがあつた。其の全般に亘り

果して此等の施爲に依り、所期の目的を達成し得たりや否やはしばらく今後の成績に徴するとしても、兎に角畫策經營大いに努めんとしたことはこれを認めねばなるまい。かくて以上應急設置の内吾々國民が納稅者といふ立場からして見逃すことの出來ないことは、政府がこの非常時に善處する應急措置として租稅の免除、輕減、徵收猶豫法を公布實施した一事である。

罹災者國稅特別減免猶豫法

大體の 趣旨

震災被害者に對する租稅の減免及び徵收猶豫に關する緊急勅令——私が稱して罹災者國稅特別減免猶豫法と云ふところの——は震火の餘燼未だ消えやらぬ九月の十二日に發布されたのであるが、其の要點は

一、罹災者の納付すべき大正十二年分第三種所得稅及び營業稅は各罹災者の被害の状況に應じて全然免除し又は輕減し。

二、更に震災地に於て大正十二年度中に納むべき地租、所得稅、營業稅、相續稅は徵收を猶豫する。

三、免除又は輕減すべきものは如何なる程度の被害を受けた者に限るとか、免除輕減する程度はどの位かとか、又其の手續方法等はどうするかといふやうな細かい點は別な規則できめりといふやうな大體三點に歸着する（全條文卷尾附錄參看）。

この罹災者國稅特別減免猶豫法を制定した趣旨に就き大藏當局の説明は次の如くである。曰く『今回の震災並に火災は有史以來未曾有の慘事であつて、其の罹災者中には國稅の滯納者も非常なる多數に上つて居る。しかも此等の被害者に對して法規の成條に依つて國稅を賦課するといふことは、かかる非常の場合當を得たものではない。故に緊急勅令に依つて租稅を減免又は猶豫すること、し

た、これは畢竟今度のやうな未曾有の災害に當り、租税を减免猶豫することは公共の安全を保持する爲め、緊急の必要ありと認めたからである本來第三種所得税及び營業税は其の年分の所得又は營業の収益に對して課税するものであるが、今度の非常な災害の爲めに、所得又は収益の基本たり源泉となるべき財産を減滅して、此等の税金を納める力を全く失ひ又は減少した者が澤山あるから、大正十二年分に付ては更めて調査の上、各納稅者の被害の状況に應じて免納又は減税することゝし、被害及び免稅又は減稅の程度や其の手續方法等は別に規定を作つてくわしくごりきめることゝした。

震災地域に於て大正十二年度に納むべき地租、所得税、營業税、相續税は被害の有無に拘らず、其の徵収を猶豫することゝした。それは罹災者の大正十二年分第三種所得税、營業税は前記の如く被害の状況に依つて結局は全然免稅されるか又は減稅されるであらうが、所得税の第一期の納期は九月、營業税の第二期の納期は十一月であるから、到底其の納期迄に被害状況の調査を完了するこゝは出來ないのみならず、一面に於ては金融も梗塞して居るから、應急の措置として此等税金の徵收を猶豫することゝしたのである。地租、相續税に付て徵收猶豫するのも全く同様の趣旨から出でたのである』と、

减免猶豫の範囲

减免される 以上説明した如く免稅又は減稅される税金は、震災被害者の納むべき大正十二年分の第三種所得税及び營業税に限るのであつて（特別减免猶豫法第一條）、其

税金の種類 の他の税金例へば地租とか、第一種所得税とか、第二種所得税とか、相續税とか、乃至は其の外の消費税の如き間接國税は總てこれを含まない。（此等免除されぬ税金と雖も徵收を猶豫されることは次に述ぶるが如くである）。云ふまでもなく所得税は第一種、第二種、第三種と三種に分かれて居る。その内第一種は會社が其の所得に課税せらるゝ所得税で、第二種は所得者が會社なる個人なるとを問はず地方債、社債、銀行預金等の利子を受くる場合課せらるる特殊の所得税である。

最後の第三種所得税は會社以外の個人が誰でも課せらるゝ所得税で、所得のある限りそれが「サラリーマン」であると農業者であると商工業者であると、又無職で株の配當や貸地貸家の上りて食つて居る人であるとを問はず、更に又醫師歯護士、文士、畫家である等職業の如何に拘らざるのみならず、男女老若を問はず、總ての人に課税されるところの所得税で今度の震災激甚地のみに付て

見ても其の納税者數は三十萬人位に上る見込である。かくの如く一般の人々に極めて交渉の深い第三種所得税は如何にして課税されるか云へば、「賞與」「會社の配當」「山林の所得」の如き比較的一般の人々にあまり大した關係のない所得の外は、何れも其の年即ち大正十二年の所得税は大正十二年の所得を七、八月頃の現在でおさへて、一箇年分を豫算しこれに賞與とか配當等があれば其の前年度の實績額を加へて課税するので、毎年そうした計算方法で新たに課税されるものである。免稅又は減稅される大正十二年分の第三種所得税とはかかる計算方法で大正十二年分所得として決定された所得に對する所得税である。故に震災の當時假令大正十一年分又はそれ以前の年分の所得税にして未納のものがあつたとしても、これを含まぬ即ち免稅又は減稅るべきものでないことは言を俟たぬところであらう。大正十二年分の所得金額の決定通知が多くは稅務署で夫れん調べた上決定を終へ、今將に送達せんとした際あの震災があつたのだから納税者の手許には未だ大部分届いて居らなかつた筈である。

營業税は災變とともに辛くも居振りときよりそ�であるが、一時は例の地方委議問題で甚だ國稅としての影が薄くなり又一面には自ら掲らす無料廣告で普く人口に喰災されたあの稅金で、其の計算法は極く異例の場合を除く外前年中の實際の賣上金額（物品販賣業）資本金額（銀行業、保險業、

無盡業、製造業、印刷業、出版業、寫真業、運送業等）、運轉資本金額（金錢貸付業、物品貸付業）、建物賃貸價格（倉庫業、席貸業、料理店業、旅人宿業）、收入金業（鐵道業）、請負金額（請負業）、報償金額（周旋業、代理業、仲立業、問屋業等）、及び營業にたづさはつた人の數を標準とし、以上の營業を營む以上會社と個人との別なく一様に毎年新たに課税されるものであるから、この稅金も亦前の第三種所得税等しく一般の人々にかなり直接關係の浅からぬ稅金である。今度の震災激甚地だけでも其の納稅人員は二十萬人以上に達すると思ふ。そして其の年分營業稅の課稅標準額は例年四月頃稅務署で決定した上其の通知を發し、これに對する稅金の第一期分（一年分稅金の半額）は六月末日限り納めなければならぬ。従つて大正十二年分營業稅の第一期分は特別の事情等で滯納しあつたといふやうな極めて少數のものを除く外多くは納稅済の筈である免稅すべき大正十二年分營業稅は即ち以上の如きものである。大正十一年分又は其の以前の年分の營業稅の未納分等を含まぬこゝは所得稅同様である。

猶豫され る稅金の 種類

免稅又は減稅される稅金は大正十二年分第三種所得税と、同年分營業稅に限る
ことは既述の如くである。次に徵收を猶豫される稅金は如何なる稅金であらう
が、罹災者國稅特別減免猶豫法第二條に依れば其の種類は

- 一、大正十二年度に納付すべき地租
- 二、同じく
所得税
- 三、同じく
營業税
- 四、同じく
相続税

の四種を擧げて居る。此等の諸税は免稅又は減稅される第三種所得稅營業稅とちがつて必ずしも大正十二年分と限つてない。また限れない稅金もある。従つて大正十二年度に納付すべきものなる以上何時の分ても構はない。即ち猶豫の方は獨り稅金の種類が減免のそれに比して遙に多いのみならず、同じ稅金でも一年といふやうに範圍が狭くない。それから地租は宅地租、田租、畠租、雜地租に分かれて居る。更に所得稅が第一種、第二種、第三種の三種に分かるゝことは既に述べた。

減稅又は猶豫される稅金は誰の納むべきものに付てであるか、減免猶豫法の第一條に依れば「震災被害者の納付すべき」もあり、又第二條は單に「震災地に於て納付すべき」とあるから、前者即ち大正十二年分第三種所得稅及び營業稅を減免さるべきものは、震災被害者換言すれば罹災者でありさへすれば誰でも其の特典に浴するところが出来る。後者即ち地租、所得稅、營業稅及び相續稅に付猶豫されるべきものは震災地に於て大正

十二年度中に納付すべき稅金である以上、これを負擔すべきものが震災被害者であることを問はない。要するに

- 一、免稅又は減稅さるべき者は震災被害者に限り
- 二、徵收を猶豫さるべき者は敢て震災被害者に限らない

といふことになる。

震災被害者はかくの如く減稅又は減免の特典を受くることが出来るのであるが、其の震災被害者云ふ言葉は一體如何に解すべきであらう?、減免猶豫法の第三條には「震災被害者は命令を以てこれを定む」ミ規定し、そして其の施行勅令(大正十二年九月三十日勅令第四三三號)(全條文卷末附錄參看)第一條に依れば、其の定義は「大正十二年九月一日の震災(これに伴ふ火災又は海潮を含む)に因り損害を受けたる者」とある。尙その意義を明かにし且つその範圍を一定する爲め大藏省は次の意味の通牒を發した。

- 一、「震災被害者」とは其の住居所又は納稅地等が同條に指定する震災地(次項參看)に在るを問はず、大正十二年九月一日の震災に因つて損害を受けたもの全部を總稱する。
- 二、「大正十二年九月一日の震災(これに伴ふ火災、海潮を含む以下同じ)に因り損害を受けたる

者」の範囲は左の如く取扱ふのである。

一〇

(イ) 九月一日の地震に因り火災を生じ、類焼數日に涉りたる爲め九月一日以後に於て損害を生じた者は全部含むが、九月一日又は其の後單獨の失火とか放火等で損害を生じた者はこれを含まぬ。

(ロ) 地震の爲め土砂崩壊し又は堤防缺潰の爲め被つた災害も震災の内に含む。

(ハ) 九月二日以後の餘震に因る被害も九月一日の震災と看做す。

(ニ) 「損害を受けたる者」とは住宅、家財、所得の基因たる家屋其の他の建築物、船舶、機械器具等及び商品原料品の滅失・毀損に依り直接に損害を受けたもののみに限り、自分が株主であるところの會社が災害を被つた爲め株の値段が下り、又は得意先が震火の爲め焼けたといふやうな爲めに賣掛代金がそれなくなつたといふやうな間接的な損害はこれを含まね。

即ち九州の人々が持つて居た東京の貸家が震火の爲め焼失し、米澤の商人の横濱出張所が倒潰した爲め羽二重が賣物にならなくなつたり、又名古屋大阪等の會社又は商店の東京横濱等の支店工場等が丸焼けになつたといふやうな場合此等の會社乃至個人は何れも震災被害者と云ふべきである。又湘

南地方の如く地震がはげしく山崩れを生じ、その爲めに住宅の埋没したものも大分あるやうであるが此等のものも當然震災被害者である。又東京横濱等の問屋へ販賣方を委託する爲め積送中の商品が、貨車ぐるみ焼けたが如き場合も其の荷主が北海道であらうが、奥州であらうが矢張り震災被害者である。しかも地震のあつたのが丁度月の初日であつた關係から、商人の中には商品の積送中又は京濱地方の停車場、運送屋等の手にあつたまゝ、焼失した爲めかなり痛手を受けたものも尠くなつてあらうが此等のものも固より震災被害者である。故に震災被害者は獨り關東地方震災地のみでなく、隨分多方面に亘り測るべからざる多數に上つて居ることと思ふ。

(何處で納める税金か)特別減免猶豫法第二條に依れば「震災地に於て大正十二年度に納付すべき地租、所得稅、營業稅、相續稅に付命令の定むる處に依り其の徵收を猶豫することを得」とあるが、そんなら此の猶豫地域たる震災地とは何處々々であるか、前記施行勅令第一條には其の區域を左の如く指定して居る。

震災地

東京府(西多摩郡及び小笠原島を除く)

神奈川縣

埼玉縣（秩父郡、児玉郡及び大里郡を除く）

千葉縣 千葉市、千葉郡 市原郡、東葛飾郡、君津郡、安房郡

山梨縣 中巨摩郡花輪村、東八代郡富士見村、南巨摩郡鎌澤町、南都留郡明見村忍野村

静岡縣 沼津市、田方郡、駿東郡、賀茂郡

この所謂震災地に於て納むべき前記四種の税金に付ては、納稅者が震災被害者であると否とに關せず徵收を猶豫されるのを本則とする。「震災地に於て納むべき」にあるのは先づ大體

一、地震に付ては納稅者の住居所が震災地に在ると否とを問はず土地其のものが震災地域内に所在すれば足るが、

二、所得稅は納稅者の震災當時の住居所が震災地になければならぬし、

三、營業稅は銀行業、保險業、製造業、印刷業、出版業、運送業、倉庫業、鐵道業等を營む會社に在りては、其の本店が震災地に在ることが必要である外、其の他の會社及び個人の營業者は住居所が震災地であらうがなからうが、營業場が震災地域内にさへあれば、其の營業場分の營業稅は徵收の猶豫を受くることが出来る。

四、相續稅は納稅者即ち相續人の震災當時の住居所が震災地に在ることを必要とする。

といへやう。

以上私は簡単ながら罹災者國稅特別減免法の趣旨及び減免猶豫の範圍等に付概念を述べ略其の輪廓をえがいて見た。以下稿を改めて免減される程度、其の計算法、減免猶豫を受くるに必要な手續申請書式、其の記載方、猶豫された税金は何時納めねばならぬか、及びいろいろの場合の利害得失等に付努めて例を挙げて説明を試みるであらう。

第三種所得稅の減免

免 稅

免
稅
され
る
場
合

全く免稅される場合は特別減免猶豫法施行勅令第二條の規定するところで、同

條に依れば

『震災被害者中政府の決定したる所得金額一萬圓以下（同居の戸主又は家族の分との合算額に依る）の者にして、自己（同居の戸主又は家族を含む）の所有に係る其の住宅又は家財の過半が、震災に因り滅失し、又は其の用を爲さざるに至りたるものに付ては、大正十二

年分第三種の所得に對する所得税を免除す」

とある。これに依つてこれを見れば所得税を全然免除される者は

一 決定所得金額一萬圓以下なること（同居の戸主又は家族に所得を有する者があれば其の一家族の合算額が一萬圓以下でなければならぬ。従つて戸主の所得は八千圓であるが、同居の長男の所得が三千圓あるといふやうな場合は所得の合算額は一萬一千圓であるから、決定所得金額一萬圓以下といふことは出來ぬ。丁度一萬圓の場合は一萬圓以下の内に含む）。

二 自己又は自己と同居の戸主又は家族の所有に係る自分達の住宅又は家財の過半が震災の爲め滅失するか、滅失しない迄も役に立たなくなつたといふやうに被害の程度が甚だしいことの二つの條件にあてはまるものでなければならぬ。

決定所得金額の意義

免稅條件の一には決定所得金額一萬圓以下とあるが、其の「決定所得金額」とは前に述べたやうな計算方法で、税務署に於て甲の所得金額は何程、乙のは幾らと夫れく調べをし調査委員會に詣つた上、きめた所得金額で、所得稅法では所得金額を決定した時は納稅者に通知せよとあるから、例年なら大概遅くも九月の上旬には、納稅者に通知する。ところが大正十二年は、相當手續を経て決定したが、折柄の震災で通知未了にな

つて居るもののが多かつたのである。所得金額の決定通知を發せずとも、決定は決定でこれを納稅義務者に通知する是否とは自ら別箇の問題であるべき筈だ。大藏省が『施行勅令第二條の「政府の決定したる所得金額』（決定所得金額）には、所得稅法第二十六條第一項に依り決定し、未だ通知せざるものと含む』といふのもかうした趣旨からであらう。

決定した所得金額かわかるものは、それをとつて直ちに所得金額が一萬圓以下であるか否かの見分けもつくが、税務署の中には震災で所得金額の決定書類その他の關係簿書類の一部を焼き、何ごしても決定所得金額がわからなくなつたのも多少ある。しかもかくの如きものを全然免稅すべきか否かをきめるには、其の前に先づ所得金額を再び調べた上確定する方法を講じなければならぬ、決定所得金額が不明であるのに免稅處分の出來る筈がないのみならず、一萬圓以下と以上とに依つて減免の程度も違ふから。そこで施行勅令にはこの場合に於ては所得調査委員會に詣問して其の所得金額を確定すべしとある（第六條）。かくして確定した所得金額は普通の場合と等しくこれを決定所得金額と見るのである。そして又其の高は減免の程度を定める要件となる。一般の決定所得金額と同様に取扱はれる結果、其の確定通知に對して異議のある場合には、所得稅法第六十條に依り税務監督局長に審査の請求をなし得ることも蓋し當然といはねばならぬ。

同居の戸主又は家族の意義

施行勅令第二條の「同居の戸主又は家族」とは何時の現在をおさへていふあるか?、それは所得決定當時に於て同一戸籍内にあつて且つ同居して居つた者を指すのである。従つて震災後別居しやうが矢張り「同居の戸主又は家族」である。又これと反対に所得決定當時に於ては別居して居つたが震災後同居したといふやうな場合はこれに含まない。

「自己所有に係る其の住宅」の意義は左の如くである。(大藏省發表)

(イ) 必ずしも所有名義に拘らず、事實自己(同居の戸主又は家族を含む以下同じ)の所有なるときは、これを自己の所有として取扱ふ。

(ロ) 自己の所有するものなる以上は必ずしも其の生活の本據たるを要しない。従つて二個以上の住宅をも認める。この場合に於て住宅の損害が過半であるか否かは全部の住宅を通じて認定する。

(ハ) 尤も別荘等で自己の常住しないものは自己の住宅と認めない。

(ニ) 倉庫、物置等住宅附屬の建物は全部住宅に包含するものとして取扱ふ。

以上の外疑問の起り易い事は、所得のない換言すれば所得納稅義務者にあらざる同居の戸主又は

家族の、名實ともに所有する其の住宅が「自己の所有に係る其の住宅」にはいるか否やの點である。

この點に付ては未だ大藏當局から説明のあつたことを聞かないが、「私はこの場合も尙且つ「自己住宅」に含むと解したい。蓋し吾が所得稅法は「戸主及び家族」なる一「サークル」を納稅主體と看做すやうな趣旨から出來て居り、且つ又罹災者の所得稅を減免する趣旨も其の「サークル」を一體と見て、これが震災の爲め生活上の脅威を受くるやうな損害を受けたなら免稅するといふのであつて必ずしも其の「サークル」の分子々々を目標とするものではないと信するからである。

「家財」とは生活上必要な衣類、装身具、家具、什器、書籍等を指し、生活の必要を超ゆる書畫、骨董又は娛樂品等を含まない(同)。従つて現金等は「家財」にははいられぬであらう。

「住宅又は家財の過半」とは住宅のみの過半も、家財のみの過半も包含し、其の過半なりや否やは大體の價格で認定するのである(同)。

故に借家に住居つた者も家財の過半を焼いてしまつたといふやうな場合は免稅され、又自己持の家屋に住居つた者が、家財は全部持ち出したが、家は丸焼け又は半焼けとなつたといふやうな場合も免稅される。尙又過半なりや否やは大體の價格できめるのであるから、例へ

ば分量の點では持ち出した家財は焼いてしまつたそれの十分の一にもおつかないが、非常に高價な物であるが爲め、價格の點では焼いてしまつた家財の一倍もそれ以上もするといふやうな場合は「家財の過半」とはいへぬ。

減 稅

減税される

減税の規定は施行勅令第三條であるが、説明に入る前に先づ條文を一瞥しよう。

場 合

第三條 震災被害者ニシテ前條ニ該當セザルモノ、大正十二年分第三種ノ所得ニ付テハ政府ノ決定シタル所得金額中ヨリ左ノ金額ヲ控除シ其ノ残所得金額ニ付所得稅法第二十三條ノ規定ヲ適用ス

一 所得稅法第十四條第一項第六號ノ所得ノ基因タル自己所有ノ家屋其ノ他ノ建築物、船舶、機械、器具、商品、原料品等ガ震ニ因リ滅失シ又ハ毀損シタルトキハ其ノ損害見積金額二自己（同居ノ戸主又ハ家族ヲ含ム）ノ所有ニ係ル其ノ住宅又ハ家財ガ震災ニ因リ滅失シタルトキハ左ノ金額

甲 住宅又ハ家財ノ過半ガ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲サザルニ至リタルトキ

所得金額中一萬圓以下ノ金額（同居ノ戸主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル以下同ジ）

同 一萬圓ヲ超エ二萬圓以下ノ金額ノ八割

同 二萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ六割

同 五萬圓ヲ超エ十萬圓以下ノ金額ノ四割

同 十萬圓ヲ超ユル金額ノ二割

乙 住宅又ハ家財ノ損害甲ノ程度ニ達セザルモ其ノ損害著シキト

所得金額中一萬圓以下ノ金額（同居ノ戸主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル以下同ジ）ノ五割

同 一萬圓ヲ超エ二萬圓以下ノ金額ノ三割

同 二萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ二割

丙 住宅又ハ家財ノ損害乙ノ程度ニ達セザルトキ

所得金額一萬圓以下ノ金額（同居ノ戸主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル以下同ジ）ノ二割

同 一萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ一割

一九

三 第一號又ハ前號ノ規定ノ適用ヲ受クル者所得稅法第十四條第一項第一號又ハ第六號ノ所得ニ付震災ノ影響ニ依リ收入ノ全部又ハ大部分ヲ得ルコト能ハザルニ至リタルトキハ當該所得ノ三分ノ一ニ相當スル金額

前項第二號ノ場合ニ於テ同居者一人毎ノ控除金額ハ各其ノ所得金額ニ按分シテ之ヲ計算ス
震災被害者ガ所得ノ基因タル自己所有ノ家屋ニ住居スル場合ニ於テハ其ノ選擇ニ依リ第一項第一號又ハ第二號ノ規定ヲ適用ス

同一人ニシテ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トヲ有スル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ル控除ハ先ヅ山林以外ノ所得ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ山林ノ所得ニ及ブ

條文はかなりやゝこしいが其の趣旨は髣髴として讀める。前の免稅の規定は一年の所得高が一萬圓を出でないといふやうな比較的小所得者で、しかも其の人が自己の住宅又は家財の過半を失つたが如き場合にのみ適用されるのであるが、この規定はそれ以外の所得納稅者中、震災被害者全部に對し適用され、各人の被害の程度に應じて減稅しやうといふのが其の骨子である。即ち

(一) 所得の基因たる財産が滅失又は毀損し損害を受けた場合、例へば貸家所得者が其の貸家を失ひ營業者が其の營業場なり、製品原料品なりを燒いてしまつたといふやうな場合は、其の損害

見積金額を所得金額から差引いて残の所得だけに課稅される（普通の場合に於ては此種の損害額は所得から控除されぬ）

(二) 一萬圓以上の所得者が自己の住宅又は家財の過半を失つた場合に於ても所得額の中の一萬圓は免稅、其の次の一萬圓は八割、それ以上は六割乃至四割免稅といふやうに各階級に應じて相當の減稅をされる、又住宅家財の過半を失くしないまでも震災に因つてこれに損害を生じた以上、其の人の所得の多寡及び損害の程度に從つて、五割乃至一割の減稅を受けることが出來る、（同）

(三) 震災に因り財產を失ひ前の(一)(二)に該當するやうな被害者が、震災の影響に因り營業が出来なくなり、又は職業を失つて九月以降收入の途が絶えたといふやうな者に付ては、其の九月から十二月迄の收入の減少見積額即ち所得年額の三分の一（九月より十二月迄の四箇月分）も所得金額中から控除され其の残りの所得だけに課稅される。

(四) 又震災被害者が所得の基因たる自己所有の家屋に住居して居つたが、それが焼けたといふやうな場合は前の(一)にも(二)にも該當するが、此の場合は納稅者の選擇に依つて、言葉を換へていへば、納稅者の有利となるやうに減稅される。

右規定中「震災被害者」、「政府の決定したる所得金額(決定所得金額)」、「同居の戸主又は家族」、「自己の所有に係る其の住宅」、「家財」、及び「住宅又は家財の過半」等の意義は總て是迄述べたところを参照することとして敢て再説せず、其の餘の點に付き述べやう。

所得金額の算出方法は裏に一言したが、更に少しく詳細にこれを説明すれば左の如くである。

計算方法

(一) 所得稅法第十四條第一項第一號の所得

種目 債給、給料、歳費、年金、恩給、退隱料及び此等の性質を有する給與並に非營業
貸金利子等の所得

計算 其の年一月から十二月迄の收入豫算年額を其のまゝ其の年の所得額とする。

(二) 同 第二號の所得

種目 田及び畠の所得

計算 其の年の前三年間に於ける收入より必要経費を控除した残額の平均額を其の年の所得額とする。

(三) 同 第三號の所得

種目 山林の所得

計算 其の前年一月より十二月迄の收入より必要経費を控除した残額を其の年の所得額
とする。

(四) 同 第四號の所得

種目 賞與の所得

計算 其の年の前年四月から其の年三月迄の收入金額を其のまゝ其の年の所得額とする。

(五) 同 第五號の所得

種目 配當の所得

計算 其の前年四月から其の年三月迄の收入金額より其の四割を控除した残額を其の年
の所得額とする。

(六) 同 第六號の所得

種目 商工業の所得、貸地貸家の所得、漁業の所得、鑛業の所得、牧畜業の所得及び前
記以外の總ての所得

計算 其の年の一月から十二月迄の收入金額と必要経費とを豫算し其の差引残額を其の
年の所得額とする。

即ち施行勅令第三條第一項第一號の「所得稅法第十四條第一項第六號の所得」とは右の中(六)の最も範囲の廣い所得を指し一般の商人や製造家をはじめ、其の他總ての營業より生ずる所得は皆これ

に包含され、又醫師、看護士、文士、書家等の所謂自由職業所得もこれに含む等一々枚舉に遑がない。又同第三條第一項第三號の「所得稅法第十四條第一項第一號又は第六號の所得」には、右の中（一）及び（六）の所得で、（一）には總ての「サラリーマン」及び退役文武官等がはいるのでこれも非常な數に上るであらう。更に又同第三條第四項の「山林の所得」とは右の中（三）の所得を指すのである。

所得の基因

たるの意義

商品原料品等の意義

課稅される所得額の意義

早見表

勅令第三條第一項第一號の「所得の基因たる」とは、必ずしも所得金額算出の基本となつた物件のみならず、例へば營業者の營業場、醫師看護士等の事務所病院、及び其の附屬の器具機械等をも含む（大藏省發表）

「損害見積金額」は減失又は毀損した物件の震災當時の時價に依り計算し、此等の物件の減失毀損に因り受くる保險金は、これを損害見積金額から控除する施行勅令第三條第一項第二號即ち自己（同居の戸主又は家族を含む）所有の住宅又は家財が減失し或は毀損した場合の損害控除額は被害の程度を甲、乙、丙と三段に分ち更に所得の多寡を加味して控除するので、少しく複雑のやうであるが畢竟課稅される所得金額は左の早見表に依つて容易にこれを見出し得る。

損害額控除差引課稅所得額早見表

甲（被害激甚にして自己住宅又は家財の過半が減失し又は其の用を爲さざるに至りたる場合）

| 所得額 定決 | 一萬圓以下 | 一萬圓以上二萬圓以下 | 二萬圓以上五萬圓以下 | 五萬圓以上十萬圓以下 | 十萬圓以上 | ○ | ○ | ○ |
|------------|-------|------------|------------|------------|-------|----|---|---|
| 一萬圓以下 | ○ | 二 | 四 | 六 | 八 | 五 | 七 | 九 |
| 一萬圓以上二萬圓以下 | ○ | 二 | 四 | 六 | 八 | 五 | 七 | 九 |
| 二萬圓以上五萬圓以下 | ○ | 四 | 八 | 十二 | 二十 | 八 | 同 | 同 |
| 五萬圓以上十萬圓以下 | ○ | 四 | 八 | 十二 | 二十 | 八 | 同 | 同 |
| 十萬圓以上 | ○ | 八 | 十六 | 二十四 | 三十二 | 二十 | 同 | 同 |

乙（自己住宅又は家財の損害甲の程度に達せざるも其の損害著しき場合）

| | | |
|------------|---|---------|
| 一萬圓以下 | 五 | 五,〇〇〇圓 |
| 一萬圓以上二萬圓以下 | 七 | 一二,〇〇〇圓 |
| 二萬圓以上五萬圓以下 | 八 | 三六,〇〇〇圓 |
| 同 | 八 | 三六,〇〇〇圓 |
| 同五萬圓以上 | 九 | 三六,〇〇〇圓 |

丙（自己住宅又は家財の損害乙の程度に達せざる場合）

| | | |
|------------|---|--------|
| 一萬圓以下 | 八 | 八,〇〇〇圓 |
| 一萬圓以上二萬圓以下 | 九 | 八,〇〇〇圓 |
| 同 | 九 | 八,〇〇〇圓 |
| 五萬圓以上 | 同 | 四四〇〇〇圓 |

参考

- 一 同居合算者ある場合の決定所得額は其の合計に依る。
- 二 決定所得額五萬一圓以上にして被害の程度内に該當する場合は決定所得額中五萬圓を超ゆる金額に四萬四千圓を加算して課税所得額を求めることが出来る。

計算例

| 決定所得額 | 被害 | | | 所得額 | | |
|----------|--------|----|---|----------|---|---|
| | 甲 | 乙 | 丙 | 甲 | 乙 | 丙 |
| 八、〇〇〇圓 | 四、〇〇〇圓 | 〇圓 | | 六、四〇〇圓 | | |
| 三五、〇〇〇圓 | 同 | | | 八、〇〇〇圓 | | |
| 五八、〇〇〇圓 | 同 | | | 二四〇〇〇圓 | | |
| 一三〇、〇〇〇圓 | 同 | | | 三〇、五〇〇圓 | | |
| 同 | 甲 | 乙 | 丙 | 一八、八〇〇圓 | | |
| 同 | 甲 | 乙 | 丙 | 四三、二〇〇圓 | | |
| 同 | 甲 | 乙 | 丙 | 五二、〇〇〇圓 | | |
| 同 | 甲 | 乙 | 丙 | 六八、〇〇〇圓 | | |
| 同 | 甲 | 乙 | 丙 | 一〇八、〇〇〇圓 | | |
| 同 | 甲 | 乙 | 丙 | 一一四、〇〇〇圓 | | |

被害の程度甲、乙、丙の區分は被害状況區々なる爲め固よりこれを一定することには困難で、其の認定は各個々の場合の事實につき常識に訴へて決するより外はあるまい。

適用上の諸法則

施行勅令第三條を實際に適用する場合には、尙幾多の疑問が湧くのが、種々の場合を想像して其の適用方に付大藏省の發表七たさごろに依れば次の如きものがある。

- (一) 第三條第一項第二號の甲乙丙の區分は住宅と家財とを各別に適用せず、住宅又は家財の内損害割合の多い方に依り定むるのである。
- (二) 第三條第一項第三號の金額は當該種目の所得より控除するを要せず、第一號及び第二號の金額と合算して所得金額の合計より控除するのである。
- (三) 第三條第一項第三號の「收入の全部又は大部分」とは九月一日以後十二月末日迄の收入の全部又は大部分を指すのである。
- (四) 震災被害者が所得の基因たる自己所有の家屋に住居する場合に於ては所得の基因たると同時に住居の用に供する家屋のみに付第三條第三項を適用し、同一區域内の家屋と雖も所得の基のみに使用するものに付ては第三條第一項第一號を適用するのである。

(五) 家屋に付第三條第三項を適用する場合に於ても營業用機械器具又は商品原料品等と家財とはこれを適當に區分して前者に付ては第三條第一項第一號、後者に付ては同第二號を適用するのである。

(六) 前項に依り家財に付第三條第一項第二號を適用する場合に於て其の家屋に付ても亦同じく第二號を適用する場合に於ては家屋と家財とを一團とし住宅又は家財の内損害割合の多い一方に依り損害程度を定めるのである。

(七) 第三條第三項の規定に依り納稅者が第一項第一號又は第二號の適用を選択せざる場合に於ては控除金額の多額なる一方を適用する

計算例と 其の説明

施行勅令第三條の解釋適用上、必要なる事項の説明は大體右述べた如くてあつて、要するに震災の爲めに所得の基根たる固定資本商品原料品等に受けた損害の見積額は決定所得金額中から控除され、更に自己の住宅又は家財に損害を生じたものは其の程度と所得の多寡とに應じ相當割引される外、田畠以外の豫算所得に減損を來せばこれも減額されるといふのである。故に全焼又は全潰といふやうな災害の最も甚だしい區域以外の納稅者でも一人でこの三いろの恩典のうち二つ又は三つの恩典を受け、結果に於て全然免稅された

と同様な待遇を受ける人も少なからずあるであらう。尙左に例を擧げて説明の充分ならざる點を補足しやう。

例一（借家に住居し家財に損害のあつた場合）

- (一) 決定所得千二百圓 内俸給分千圓賞與分二百圓
- (二) 家財千圓中損害見積額四百圓即ち損害割合四割
- (三) 第三條第一項第二號の被害區分を乙とす。従つてこの控除額五百圓
- (四) 差引残所得 七百圓

説 明

- 一 決定所得金額とある以上所得稅法第十五條（勤勞所得の控除金）及び第十六條（扶食費特別控除金）の控除金を差引いた残所得金額たることいふ迄もない。
- 二 家財の損害額は震災前の總額の四割に當つてをるから其の損害割合が過半とはいへぬ（過半であれば第二條に依つて免稅される）、さりとて損害の最も輕微なる場合の丙に入れるは當を得ない。故に被害區分を乙とした。
- 三 差引所得額が八百圓未満となれば普通場合と同様課稅されない（施行勅令第五條第一項）、即

ち施行勅令第二條に依り免稅された場合と結果に於て同一である。

例 二（借家に住居し家財に損害を受け且つ勤務先罹災の爲め職を失つた場合）

- (一) 決定所得三千五百圓 内給料分三千圓賞與分五百圓
- (二) 家財千五百圓中損害見積額三百圓即ち損害割合二割
- (三) 給料月額三百圓のところ九月一杯にて解職され其の後他へ就職せず。
- (四) 第三條第一項第二號の被害區分を丙ミす。
- (五) 控除額、第二號に依る分七百圓、同第三號に依る分七百二十圓 計千四百二十圓
- (六) 差引課稅所得一千八百圓

説 明

一 損害割合が二割程度では著しいとはいはれまいから被害區分を丙ミした。

二 所得決定の際九月乃至十二月迄の收入は月給三百圓と見積つたのであるが九月一杯で解職となつたので十月乃至十二月迄の分九百圓から所得稅法第十五條の規定に依る控除金(二割)を差引き其の殘額を控除した。蓋しこれは九月乃至十二月迄の收入豫算額千二百圓に比し四分の三に相當し第三條第一項第三號の「收入の大部分」といふべきだからである。其の年内に他へ就職

し收入があればこれを通算し所謂收入の大部分が減少したか否かを定むべきは勿論である。

三 賞與も收入たることはいふ迄もないが所得稅法第十四條第一項第一號又は第六號の所得ではないから施行勅令第三條第一項第三號の適用はない。又退職に際して受くるところの手當の如きは一時の所得なるを以て算入されない。

四 所得稅法第六十四條に依つて所得減損更訂の請求をなす者には施行勅令第三條を適用されない(施行勅令第四條)。それは所得稅法に依る減損更訂の請求をすることに依りて豫算所得全部(田畠の所得とも)に付右施行勅令第三條第一項第三號の適用を受くると略同一の目的を達することが出来るからである。

例 三（自己住宅、家財及び貸家に損害を受けた場合）

| | 貸家の所得 | 千圓 |
|-------------|---------------------|--|
| (一) 決定所得二萬圓 | 配當の所得 | 二千五百圓 |
| | 田畠の所得 | 一萬五千圓 |
| | 恩給の所得 | 一千五百圓 |
| (二) 損 害 | 貸家一萬二千圓(全焼保険金收入一千圓) | 住宅一萬圓中損害見積額七千圓即ち損害割合三割五分 家財二千圓中損害見積額二百圓即ち損害割合一割 |

(三) 第三條第一項第二號の被害區分を乙ミす。

(四) 控除額 第一號に依る分一萬圓、第二號に依る分八千圓、第三號に依る分三百三十三圓、計一萬八千三百三十三圓

(五) 差引課稅所得千六百六十七圓

説明

一 貸家(震災當時の價格一萬二千圓のもの)は全焼したが、其の貸家についてあつた火業保險金が一千圓はいつたので、これを損害見積額から控除し其の残額一萬圓を直に損害見積額とした
二 自己住宅と家財との損害割合は非常に差違があるが、かかる場合の被害程度甲、乙、丙の区分は住宅又は家財の内損害割合の多い方に依つて定めるのであるから自己住宅の方に依り乙とした(適用上の法則(一)参照)

三 貸家の所得は所得稅法第十四條第一項第六號の所得であつて、この場合は其の貸家が震火の爲め全焼し九月以降の收入の全部を得ることが出来なくなつたのであるから貸家所得に付ては一千圓の三分の一、三百三十三圓を控除した。

例 四 (營業場兼用の自己住宅、住居専用の別宅、家財及び商品等に損害を受け且つ所得を有す

る同居家族ある場合)

(一) 決定所得合算額六萬圓

内訳

| | | |
|-----------------|---------|-----|
| (一) 戸主(甲)分四萬五千圓 | 吳服販賣の所得 | 三萬圓 |
| | 重役報酬の所得 | 五千圓 |
| | 配當賞與の所得 | 一萬圓 |
| (二) 家族(乙)分一萬五千圓 | 貸地の所得 | 一萬圓 |
| | 田畠の所得 | 五千圓 |

營業用家屋の内住居兼用のもの一萬圓中損害見積額六千圓
同營業専用のもの五萬圓中損害見積額一萬圓
郊外にあつた住居専用の別宅二萬圓には損害なし。
家財(別宅分も)一萬圓中損害見積額一千圓
營業用器具一萬圓中損害見積額二千圓
商品十萬圓中損害見積額一萬圓
重役報酬及び貸地料は九月分以後收入絶ゆ。

(五) 第三條第一項第二號の被害區分を丙ミす。

戸主(甲)分 二萬八千百六十六圓
 第一號に依る分二萬一千圓(營業専用家屋一萬圓、器具二千圓、商品一萬圓の計)
 (六) 控除額 第二號に依る分四千五百圓(總額六千圓の内)

戸主(甲)分 第三號に依る分四千六百六十六圓
 家族(乙)分 四千八百三十三圓
 第二號に依る分千五百圓(總額六千圓の内)
 第三號に依る分三千三百三十三圓

(七) 差引課税所得 戸主(甲)分 一萬六千八百三十四圓
 家族(乙)分 一萬百六十七圓
 計 二萬七千一圓

説明

一 この例は震災地と震災地外とに亘り住宅を有し震災地の住宅は主として營業の用に供し、これには相當損害を受けたが震災地外の住宅家財には被害のなかつた如き 稍複雑した場合の例である。

二 營業用の固定資本及び商品の損害額は第三條第一項第一號に依つて其の全額を控除額に計算した。

三 家屋の内營業の用に供し即ち所得の基団たると同時に自己の住宅にも兼用するものは、第三條第一項第一號と同第二號との内控除額が多くなるやうに選擇して適用を受ける必要があるので、先づ其の比較判定を試みなければならぬ。依つてこの兩方の控除額を見るに
 (イ) 第一號に依るこすれば損害見積額一〇、〇〇〇圓全額を控除され
 (ロ) 第二號に依るとすれば
 家屋の損害割合は $(\frac{10,000}{50,000} \times 110.2) = 22\%$ 二割で

又

家財の損害割合は $(\frac{1,000}{10,000} \times 110.1) = 11.01\%$ 一割であるから住宅と家財とを一團として被害割合の多い方即ち家屋の方に依るとしても被害區分は内といふところを出でない。而して決定所得金額は五萬一圓以上であるから、控除額は六千圓に過ぎない。
 そこで控除額の多い第一號の方を選択した。尤も後に述ぶる減免申請に何れとも選擇しなければ稅務署では控除額の多い方、換言すれば稅金の軽くなる方に対するべきことは前記(適用上の法則(七))の如くだから、この際特に稅金を多額に納めたい希望のない限り餘り選擇權を振りまはさぬ方が得策であらう。

四 住宅の損害割合は二割、家財の方は一割であるが、住宅と家財との損害割合の多い方をとつても一割に過ぎないから其の被害區分は丙とした。

五 第三條第一項一二号の割引額は所得税を納むべき同居者のある場合には、各其の決定所得金額に按分して控除しなければならぬ（施行勅令第三條第二項）。

故にこの割引控除總額六千圓を甲の分四千五百圓、乙の分一千五百圓と決定所得金額に按分して夫れべく控除した。

六 重役報酬及び貸地の所得は共に所得稅法第十四條第一項第一號又は第六號の所得で、且つ其の收入は震災の爲め全くはいらなくなつたのであるから此等所得の三分の一を控除額に計算した（營業所得は震災前後とも大差がないとした）。

例五（山林所得を有する場合）

- | | | |
|---------------------------------|---------------|-----|
| （一）決定所得三萬圓 | — 山林の所得 | 一萬圓 |
| | — 山林以外（營業の所得） | 二萬圓 |
| （二）商品二萬五千圓を東京へ輸送中全焼從つて二萬五千圓控除 | | |
| （三）差引課稅所得 山林の所得五千圓（其の他の分課稅所得なし） | | |

説明

一 震災地外の地方に於ける商人が東京の同業者へ東京渡しの契約で米を輸送中焼失した如き場合の例である。

二 同一人で山林の所得と山林以外の所得を有する場合は第三條の控除金は本例の如く先づ山林以外の所得から控除し尙不足あるときは山林の所得から控除する（施行勅令第三條第四項）。それは所得の本質上からご及び山林の所得の稅金は其の他の所得の分と別に算出することゝなつて居るからである。

營業稅の減免

營業稅の減免に關する規定は施行勅令及び營業稅法に跨つてをつて、營業稅も亦所得稅と同じやうに、其の住居乃至營業場が必ずしも震災地域内にあることを必要としない。而して著しく單純である。例に依つて先づ其の大體を述べれば次の如くである。

（一）營業用建物、機械器具等の固定又は流動資本たる商品原料品の大部分を失つたといふやうなものに付ては、本年十一月末日限り納むべき第二期分の納稅は全く免除され、又其の營業の

利益が全然なければ、六月納期の第一期分をも免除し、既に納めた税金は戻される。

(二) 營業用建物、機械器具等の固定資本又は商品原料品の大部分を失はない營業者でも、震災の爲めの損害に依つて利益がなくなつた場合は、大正十二年分の營業税を全部免除され、其の利益が減少した場合には減税される。

第二期分の免稅

震災被害者の大正十二年分營業税の第二期分を免除する場合の規定は施行勅令第七條であるが試に其の全文を擧ぐれば

第七條 震災被害ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ大正十二年分營業税第二期分ハ之ヲ免除ス

一、營業ノ用ニ供スル家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械、器具等ノ全部又ハ大部分カ震災ニ因リ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキ

二、商品及原料品ノ全部又ハ大部分カ震災ニ因リ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキ前項ノ規定ハ各營業場毎ニ之ヲ適用ス但シ營業税法第十五條第二項ハ規定ニ依リ合算シテ營業税ヲ課シタルモノニ付テハ各營業場ヲ通シテ之ヲ適用ス

とある。左に本條に付て稍くわしく説明して見やう。

(一) 營業者が個人たると會社たるとはこれを問はない。

(二) 固定資本たる營業用家屋其の他の築造物、船舶、機械、器具等の全部又は大部分を震災の爲めに失くしたものは、他の流動資本たる商品、原料品には少しも損害を受けなくとも免稅さる。

(三) そして單に營業用の家屋其の他の物件とあるからには所得稅の場合と異なり、それが自己所有のものたると借りものたるとはこれを問はない。

(四) 又全部又は大部分は規定の趣旨から推して、家屋、機械、器具の如き個別毎にこれを定めるのではなく、其の全體を通じて定めるのである。

(五) 流動資本たる商品及び原料品の全部又は大部分を震災の爲めに失くしたものは、他の固定資本たる營業用家屋其の他の築造物、船舶、機械、器具等には些の損害を受けなくとも免稅される。

(六) 損害程度の「全部又は大部分」は、所得稅の場合に於ける「損害見積金額」と同じく。震災當時の見積時價に依り認定する。尤も其の時價に依るといふのは普通の場合損害程度を見出

すに最も簡便且つ正確であるといふ見地からであるから、正確な帳簿等の備へある會社等での記帳價格が、一營業場又は各營業場を通じて略同一標準に依つてあるやうな場合は、これに依つた方が更に簡便且つ正確である。従つてかかる場合には其の記帳價格に依つても差支ない寧ろ其の方がよい。

(七) 震災に因り損害を生じた固定資本又は運轉資本の所在は震災當時其の營業場内にあつたことを必要としない。換言すればどこにあつたものでも苟も震災で因り直接の損害を生じた以上これを含むの趣旨である。

(八) 同一會社等で資本金を課稅標準とする營業（例へば製造業、銀行業、保險業、印刷業、運送業等の如し）又は鐵道業、倉庫業等を營む場合は、概ね其の支店、出張所、工場等がどこに幾つあらうが、總て本店に合算して營業稅を課せられるが、この場合に於ては合算課稅された全部の營業場分を通じて、損害程度を認定する。

(九) 會社によつては震災に因る損害を資本の切下益を以て補填し、又は其の金額を一時に掲上することを憚り、翌期以降に分割掲上するやうな場合もあるであらうが、此等の場合に於ても矢張り實際の損害額に依つて、損害程度を定むべきであらう。

(一〇) 震災後廢業した場合には月割總稅額から第一期分に相當する稅額を差引いた殘額を以て第二期分と看做すのである。（營業稅法上年の中途で廢業した場合には一年分の稅金を月割計算して廢業の月迄に相當する分だけを徵收することとなつてゐるが、此の月割稅金は専門語で隨時分と稱し第何期分とはいはぬ）

次に震災の爲め稅金の高がわからなくなつたものも多少あるであらうが。一番肝腎な稅金がわからなければ、免稅も減稅も問題にならない。そこでかやうな場合には所得稅と同様に「營業稅課稅標準の不明となりたるものに付ては政府は營業稅調查委員會に諮問して其の課稅標準を確定し」なければならぬ（施行勅令第十條）かくて課稅標準さへきまればこれに各所定の稅率を乗じて稅金を算出することが出来る。そして此の手續に依つて確定されたところの課稅標準額に異議があれば、營業稅法第二十七條に依つて稅務監督局長に審査の請求をなし得ること所得稅の場合と異ならない第一期分又は全年の減免

震災被害者の大正十二年分營業稅第一期分を免除される場合は前述の通りである。然らば第二期分を免除されたもの又はさるべきものゝ第一期分又は震災に因る被害の程度施行勅令第七條列記の如く深刻ならざるものゝ救濟は如何にし

てなされるか。これ大正十二年四月に改正された營業稅法第二十九條に依るのである。即ち「營業の利益が、其の年分營業稅額に達せざるときは、營業者の請求に因り、其の不足額に相當する營業稅を免除する」といふのである。例へば大正十二年の營業の利益が千圓で、稅金が千五百圓であるならば、營業稅額に對する利益の不足額五百圓だけ減稅される。又利益が五百圓であれば稅金千圓だけ減稅され、若し又缺損であれば稅金千五百圓の全額を免除される。畢竟利益の限度に於て納稅すればよいのであつて、かかる規定を設けられたのは大正十二年の營業稅法改正の結果であつて、其の前にあつては營業の利益の有無に拘はらず、營業稅を總て納めてしまはなければならずして、營業稅を目して惡稅なりとの非難もかうしたところに胚胎するところがあつたといふので、改正されたもので、今にして思へば未曾有の震災に際して大いに有意義の改正であつたといくやう。

利 益 の 計 算

營業稅法第二十九條第二項は「利益の計算に付ては命令の定むるところに依る」とあつて、其の命令といふのは營業稅法施行規則のことである。其の第五十四條乃至第五十六條の規定に依れば營業稅法上の「利益」といふのは大體所得稅法の「所得」といふのと同一であるが、此の兩者の計算方には多少趣を異にする點がある、それで「所得」といはず「利益」と稱したのである。而して所得の計算は個人と會社とは全然違ふので、従つ

て「利益」の計算も個人と會社とては大分相違がある。尙又例年ならば固定資本の損害額は個人營業者の「利益」の計算上経費として見られないが震災被害者の大正十二年分の計算に限つてこれを経費と見做される。以下これを分つて説明しやう。

一 個人の利益計算

其の一 普通の場合

個人營業者の利益は營業の總收入金額から必要の経費を控除して計算する。必要の経費とは仕入品の原價、原料品の代價場所物件の修繕費又は借入料、場所物件又は業務に係る公課、雇人の給料其の他收入を得るに直接必要なものに限り家事用の費用及びこれに關聯するもの並に營業稅はこれを除いた残りを指すのである（營業稅法施行規則第五十五條）。

所得の計算に於ては收入金額から控除する公課に營業稅は含むが所得稅はこれを算入しないと同じ理由で、營業の利益を計算する場合に於ては其の營業の所得に對する所得稅及び其の附加稅は必要の経費として見られるが營業稅はこれを見られない。此の點が所得稅の「所得」と營業稅の「利益」を違ふところである。營業稅は本稅に限るのであつて附加稅はこれを含まない。そして其の附加稅は當初賦課された營業稅に對する分全額を指すのである。

例へば

四四

| | |
|-------------|----------|
| イ 賣上金額 | 一〇〇,〇〇〇圓 |
| ロ 仕入品原價營業費等 | 九七,〇〇〇圓 |
| ハ 營業稅 | 二、五〇〇圓 |
| ニ 同 附加稅 | 二,〇〇〇圓 |

のやうな場合に於ては

收入金額(イ)

必要經費(ロ)(ミ)(ニ)との計

差引利益

一〇〇,〇〇〇圓

九九,〇〇〇圓

一,〇〇〇圓

當初賦課された營業稅の内

免稅される分

一、五〇〇圓

徵稅される分

一、〇〇〇圓

といふわけになる。營業稅の本稅が減免されば其の結果附加稅を減免されるが、附加稅は初め賦課された本稅に對する分の全額を必要經費として計算される結果、本稅の減免額

に對する分の附加稅は丸残りとなる勘定である。以上は普通例年の營業「利益」の計算方法で、これは敢て大正十二年分の營業稅に限つたわけではない。

其の二 震災に因り固定資本に損害を生じた場合

通通の場合の「利益」の計算方は前記の通り即ち必要經費は、仕入品の原價、原料品の代價及び營業費等に限られて居る。従つて固定資本の損害額は其の損害原因の如何を問はず、これを必要經費として計算されない。然るに罹災者國稅特別減免猶豫法施行勅令第九條には、(震災被害者の大正十二年分營業稅に付營業稅法第二十九條を適用する場合に於ては、營業の用に供する自己所有の家屋其の他の建築物、船舶、機械、器具等が震災に因り滅失又は毀損したる損害の見積金額を營稅法施行規則第五十五條の必費と看做す)とある惟ふに通常ならば控除されないところの固定資本の損害見積額をも全部控除するといふことは前記施行勅令に依つて初めて認められた例外であつて、所得稅の場合も等しく震災被害者に對する一大特典といふべきである(商品、原料品の如き流動資本の損害額は普通の場合の規定で當然控除されるから特に規定してない)。

例へば

四五

イ 製品賣上代金及び屑物賣却代

ロ 原料品代價工場費營業費等

ハ 營業税

ニ 同附加税

ホ 震災に因る自己所有工場及び機械の損害

の如き場合に於ける其の計算は

總入金額

必要経費(『ロ』ニ『ホ』の合計)

差引利益

當初賦課された營業税の内免稅される分

免稅される分

徵稅される分

損害見積金額計算上保險金を控除することは所得稅の場合と同じである。

二 會社の利益計算

營業者が會社である場合は其の營業の總益金から總損金を控除したものと以て「利益」とする總益金又は總損金の意味は「會社の所得稅即ち」第一種所得稅の場合と同様である。従つて個人の利益計算の場合に於ては「收入金」又は「必要経費」に計算されない其の營業の資產の評價損益も亦會社の場合には總益金又は總損金に算入すべきである。但し第一種所得の計算上總損金に計算される「營業稅」及び「繰越缺損の補填」は營業稅を利益計算の場合には總損金からこれを控除される(營業稅法施行規則第五十六條第二項)。

營業稅を總損金と見るのは個人の「利益」計算上これを必要経費と見ざると同様、稅そのもの性質から來るのであるから勿論餘り論議の餘地はないが、繰越缺損の補填を總損金と見ないといふ點はどうも解し兼ねる。蓋し第一種所得の計算上はこれは總損金と見るからである。併し今そんなことを詮議だとしてしてをることではないから先へうつる。

營業稅は營業者の個人たると會社たるとに論なく歷年毎に課稅されるのであるから、若し法人の事業年度が歷年と一致しない場合は日割を以て其の歷年分に對する「利益」を計算する(營業稅法施行規則第五十六條第一項)。例へば事業年度が十二月から五月及び六月から十一月であるこし

て、大正十二年分の營業稅が減免されるか否かを見やうとすれば、十一年十一月から十二年五月迄の利益(損失)の六分の五と十二年六月から十一月迄の利益(損失)の全額と、十二年十二月から十三年五月迄の利益(損失)の六分の一との三つを通算して、それを大正十二年分の利益(損失)と看做し、營業稅額と比べるのである。

個人の場合は固定資本の損害見積額を必要経費と看做すと特に施行勅令に定めて會社の場合何とも書いてないのは、既に營業稅法施行規則に總損金とある以上固定資本の減損に因る損金も當然これに包含されるから、更めてこれを規定する必要がないからである。

又會社に於て損害の全額を一時に總損金として表はさず、所謂繰延勘定として漸次銷却する場合は其の會社の計算に従つて利益又は損失を計算する。別の言葉でいへば稅務署では會社に於て損金とした額以上に損害があつたことがわかつても、進んでこれを損金に計算することとはしないといふのである。

| 營業稅額 |
|--|
| 年分の稅金はこれを一分して毎年六月と十一月とに徵收されること及び例の施行勅令第七條では營業者の被害が、甚だしい場合には第二期分を免除すべき旨 |

を規定してあることは既に夫れゝ述べた然らば第二期分を免除された場合には一年分の營業稅といふのは免除された二期分をも含むのであるか。若し含むとすれば既に免除したといひながらこれを尙あるものと見て利益と比べるのはどうも解し難いともいへやう。又政府の稱して特典恩典といふものゝ旨趣もかくては一貫しない。そこで施行勅令第六條では第二期分を免除されたものゝ營業稅とは一ヶ年分ではなくに第一期分のみをいふと定めた。

例へば

| | | | |
|-----|--------|------|----------|
| 營業稅 | 一、〇〇〇圓 | 第一期分 | 五〇〇圓 |
| 利益 | 五〇〇圓 | 第二期分 | 五〇〇圓(免除) |

といふやうな場合は普通ならば五〇〇圓は免稅済だからもう免稅されないが、免除された第二期分を除いた第一期分を一年分の營業稅と看做す結果一年分の營業稅が完全に免除されることとなるのである。

數箇の店舗其の他の營業場を有し、又は數種の事業を營む個人又は會社が其の營業又は營業場毎に營業稅を課せられた場合は、其の別々に營業稅を課せられた營業又は營業場を獨立のものとして

數箇の店舗又は數種の營業を有する場合 假令物品販賣業の方に大なる利益があつても、製造業の方の税金は減免されるのである。

營業主が中途で變つた場合

年の中途中で從來甲の爲してをつた營業を乙に譲渡し、又は甲會社が乙會社に合併されたといふやうな場合は營業稅法に所謂營業繼續の場合であるが、かかる場合の利益は繼續の前後に區分して即ち甲の分何程、乙の分何程と計算して甲乙各別に營業稅の減免を定める。従つて甲は甲の營業期間に於ける利益が自己的の納めた稅金に達せざる場合に限り減免を請求することが出來、乙は又乙の營業期間の利益が自己的の納めた稅金に達せざる場合に限り減免を請求し得るのである。自己の納めない稅金又は他人の納めた稅金を戻されると謂れもなく。萬一間違つて戻して貰つても餘り寢心地がよくなからうから、これは當然のことゝいふべきであらう。といへば通常の場合は先づさしさりはないが甲といふ會社が第一期分又是一年分全部の稅金を納めた後、事業年度の中途中で乙なる會社に合併されたといふ場合、以上の原則に依つて果して免稅の恩典に與ることが出来るであらうか、請求權を行使して目的を果すことを

が出来るであらうか。會社は合併に因つて人格が消滅するものであるとの説に従へば少々覺束ないが一個の問題として残して置く。年の中途中に於て新に營業を始め又は廢業した場合も前述したところに準ずべきことは多言を要しない。

諸稅の徵收猶豫

國稅の徵收を猶豫するといふ第一次の規定は罹災者國稅特別減免猶豫法第十四條であるが、其の要旨は

- 一 震災地（施行勅令第一條）に於て大正十二年度に納付すべき地租、第一種所得稅、第三種所得稅、營業稅及び相續稅で滯納中のもの並に大正十二年十月末迄に納期限の到来するものは總て十月末日迄徵收を猶豫する。
- 二 （一）の諸稅金の猶豫期限及び其の大正十二年十一月一日以後納期限の到来するものの徵收猶豫方は大藏大臣がこれを定める。

といふ點にある。この（二）を受けて制定されたものが去る十月三十一日に公布された大藏省令第二十六號で、今後に於て知つて置く必要のあるのは、この省令規定の内容であることといふ迄もない。

併しながら其の内容は條文を讀んだだけでも判る位で殆んど説明を要しないから、以下税金の種類

毎に其の要領だけを摘記するに止める。
五二

一 第二種所得税

猶豫方法と期限

(イ) 被害の事實顯著にして減免を受くべきことの明かなものは第一、二、三、四期(全部の税

金) 分とも大正十三年五月から大正十四年一月迄の間の税務署長の適當と認むる時期迄
(ロ) 震災の爲め所得金額の不明さなつたものゝ税金全部は大正十三年十月から大正十四年七月
迄の間の税務署長の適當と認むる時期迄

(ハ) 其の他のものゝ第一期分税金は大正十三年五月末日限(第一、二、三、四期分は各所定の納期
に納めなければならぬ)。

二 營業税

猶豫方法と期限

(イ) 被害の事實顯著にして第一期分の免税を受くべきことの明かなるものゝ第二期分は大正十
三年三月三十一日限

三 地租

一 宅地租の猶豫方法と期限

(イ) 納付未済に係る第一期分(納期限七月末日)は大正十二年十一月二十日限

(ロ) 震災の爲め自己の住宅の過半が滅失又は毀損した者の所有する震災地の宅地租第二期分及
び震災による被害激甚にして別に指定する市區町村(未定)の宅地租第二期分は大正十三年
六月より同年十二月十五日迄の間の税務署の適當と認むる時期迄

(ハ) 震災の爲め地租名寄帳の滅失した市區町村の宅地租は納付未済に係る第一期分及び第二期
分とも地租名寄帳の改調後一年以内の間の税務署長の適當と認むる時期迄

二 田租の猶豫方法と期限

(イ) 震災の爲め自己の住宅の過半が滅失又は毀損した者の所有する震災地の田租(第一、二、三
期分)及び荒地又は收穫皆無地ならざるも震災の爲め著しく收穫を減損するに至つた土地
の田租(同上)は大正十三年六月より同年十一月十五日迄の間の税務署長の適當と認める時
期迄(荒地又は收穫皆無地となれば別の規則で全然地租を免除される。又田租第四期分は翌

年度に納付するものであるから猶豫の規定は適用されない)。

(ロ) 震災の爲め地租名寄帳の滅失した市區町村の田租（同上）は地租名寄帳の改調後一年以内の間の税務署長の適當と認むる時期迄

三 畜租、雜地租の猶豫方法と期限

(イ) 震災の爲め自己の住宅の過半を滅失し又は毀損した者の所有する震災地の畜租、雜地租全部及び荒地又は收穫皆無地とならざるも震災に因り著しく收穫を減損するに至つた土地の畜租全部は大正十三年六月より同年十二月十五日迄の間の税務署長の適當と認むる時期迄（荒地又は收穫皆無地となれば免租される）。

(ロ) (イ)以外の者の震災地の畜租、雜地租第一期分は大正十二年十一月二十日限

(ハ) 震災の爲め地租名寄帳の滅失した市區町村の畜租、雜地租全部は地租名寄帳改調後一年以内の間の税務署長の適當と認むる時期迄

四 第一種所得稅及び相續稅

猶豫方法と期限

(イ) 大正十二年十月末日迄に納期限の到来した第一種所得稅及び相續稅（相續稅法第十七條に

依る延納年賦金の大正十二年度分年割額を含む）は五年以内の間に於て税務署長の許可した時期迄

(ロ) 大正十二年八月末日迄に終了した事業年度分の第一種所得稅にして大正十三年三月末日迄、に調定したもの及び大正十二年八月末日迄に開始した相續に對する相續稅にして大正十三年三月末日迄に調定したもの（相續稅法第十七條に依る延納年賦金の大正十二年度分年割額を含む）は五年以内の間に於て税務署長の許可した時期迄

第一種所得稅及び相續稅の延納期間中年賦の方法で納稅することを得るは、規定の精神解釋上當然であると思ふ。又この省令に依る延納に付ては相續稅法第十七條に依る年賦延納の場合の如く、擔保の提供を命じてないからこれを要せざるは勿論である。

申 請

前數項に亘り述べたやうに罹災者の大正十二年度に納める、第三種所得稅及び營業稅には減免及び猶豫の恩典があり、又地租、第一種所得稅及び相續稅には猶豫の恩典があるといふ風に各種の税金に付、夫れ、極めて時宜に適した特典に與へられてゐる。けれども納稅者が此等の特典を受く

るには又たれべく必要な手續即ち申請をしなければならぬ。言葉を換へていへば、罹災納稅者は此等の特典を受くることが出来るといふに止まり、黙つてをつても特典が降つてくるといふわけではない。勿論課稅標準等が不明となつて、いま差當りどうにも仕様がないといふやうな異例の場合を除くが、それ以外の場合に於ても被災の事實顯著なるものに付ては納稅者から申出がなくとも稅金を減免したり、猶豫したりすることが出来るといふ規定がないわけではない。併し謂ふところの「被災の事實顯著」とか「被災激甚」ごかいふことは稅務當局の認定の問題であるから、手續を怠つた場合、後日になつてこれを争つても結局水掛論に終るとも限らないし、又一面からいへば今度のやうな廣大な區域に亘つての大災害には、關係納稅者の數も非常な多人數に上り、しかもこれを實際に調べなければならぬ稅務官吏の數にはおのづから限りがあるのであるから、納稅者自身自ら進んで必要な手續をし、被災の狀況等を告知して調査の便に供するといふことは、將にかかる非常時に當面した國民の國家乃至稅務に對する當然の責務ではないかと考へる。しかもかくて納稅者は「權利の確保——納稅上の安心」が出來、國家に對し寄與する所以のものを果すことに依つて「稅務に協力」することが出来るとしたならば、正しくこれ一舉兩得といふべきであらう。この意味に於て私は總ての罹災納稅者舉つて各法規の定むるごろに依り速かに必要な手續を探られんことを大参照されたい。

救濟方法と戻稅手續

一 救濟方法

減稅又は免稅の申請が正當であつて、稅務署で減稅又は免稅すべきものと認めれば、直に其處分をして、所得稅にあつては全免の通知又は残所得金額の通知をされるし、又營業稅にあつては全免又は何程の免稅をするといふことを、稅務署長から納稅者に通知する。又減免の申請が申請期限を経過したものである場合、又は減免すべきものないと認めた場合は、稅務署長は其の理由を附して申請を却下し、これも納稅者に通知されることになつてゐる。従つて納稅者は自

分のなした申請が如何様に處理されたかを、其の通知に依つて知ることが出来る。そして其の免稅又は減稅的通知、又は却下の通知に對して、不服があれば訴願なり、行政訴訟なりの手續を以て、其の救濟を求めることが出来る。其の期限は税務署長から通知を受けた日より六十日以内である。

二 戻税手續

减免の處分を受ければ、徵收を猶豫されてゐる税金の内、减免された税金は納めなくともよくなることはいふ迄もない。既に納めた税金は下戻の請求をすれば、相當に調べた上戻される。税金下戻請求書の書式や書き方は税務署に行けば教へてくれる筈である。

地 方 稅

所得稅、營業稅附加稅の减免猶豫

罹災者國稅特別减免猶豫法、同施行勅令及び營業稅法等に依り第三種所得稅又は營業稅を减免された者は其の府縣又は市町村の附加稅も亦當然减免される。附加稅は本稅の稅額に應じて納むべきものであるから本稅が免稅又は減稅された以上、其の减免稅額に對する附加稅の减免されるのは寧

ろ當然であるからである（明治四十一年法律第三十七號地方稅制限に關する件、市制第百十七條及び町村制第九十七條）。當初制定された本稅に依り附加稅を徵收された者が、本稅を减免された場合は其の全額又は差額の附加稅を下戻されるることは國稅と同様である。

附加稅の徵收時期は各府縣市町村等に依り必ずしも一様ではないが、大體は本稅と同時に徵收されることゝなつてゐる、従つて本稅の徵收が猶豫されば自然其の附加稅の徵收も猶豫されるわけである。本稅と附加稅との徵收時期を異にするものにあつては府縣に於て特に規定を設けざる限り徵收を猶豫されない。埼玉縣に於て本年十月縣令第五十二號を以て

「本年勅令第四百三十三號に依り所得稅及び營業稅の徵收を猶豫された者に對する縣稅附加稅は本稅徵收猶豫の期間中其の徵收を猶豫する」

と定めたのは、蓋し兩者の徵收時期を異にする爲めであらう。

府縣稅營業稅、戸數割、家屋稅、雜種稅等の减免猶豫

府縣に於て國稅以外單獨に賦課する府縣稅營業稅、戸數割、家屋稅、雜種稅等の减免猶豫に付ては國稅の例に倣ひ震災地の府縣當局に於て夫れく適當な措置を講じたやうであるが、いま手許にある材料に依つて其の東京府及び埼玉縣の分を示せば左の通りである。

◆東京府の府税免除規定

▲市部府税

一、營業稅、雜種稅 中左記該當者に對しては東京府市郡府稅賦課規則に拘らずこれを免除す。

(イ) 藝妓屋、幕間たる罹災者にして罹災區域に於て前營業を開始するものに對し大正十二年十月分以降賦課すべき大正十二年分

(ロ) 罷災者にして大正十三年三月三十日迄に理髮人、遊藝師、遊藝稼人、相撲、俳優各業開始者及び罹災區域に於て市場を開始するものに對し賦課すべき大正十二年度後半期分

はこれを賦課せず。

二、家屋稅 罷災者が罹災區域に於て新に假建築する家屋並に震災の爲め住居に堪えざる破損を受け現に住居せざること九月一日以本三ヶ月以上に及ぶ家屋に對し大正十二年九月以降大正十二年度後期分はこれを賦課せず。

本件中罹災者とは大正十二年九月震災の爲め住居したる建物の焼失全潰の災害を被りたるものとをいひ罹災區域とは其の災害區域をいふ。

▲郡部府税

一、營業稅、雜種稅 中罹災者にして

(イ) 大正十三年三月三十日迄に罹災區域に於て營、収入高及び報償收入金高を標準とする營業を開始するものに對し賦課すべき大正十二年度後期半分

(ロ) 藝妓屋、幫間、理髮人、遊藝師、遊藝稼人、相撲、俳優の各業者に對しては市部同様大正十二年後半期分

はこれを免除す。

二、家屋稅 市部同様大正十二年度九月以降後半期分はこれを免除す。

三、戸數割 罷災者にして大正十二年九月一日以降戸數割施行地に轉住したる者に對し大正十二年九月以降賦課すべき大正十二年分及び戸數割施行地に於ける罹災者に對し賦課すべき大正十二年度後半期分はこれを免除す。

▲市部郡部共通

一、大正十二年九月震災の爲め其の營業所を焼失又は全潰したる貸座敷、引手茶屋營業者にして其の災害區域に於て前營業を開始するものに對しては大正十二年度に限りこれを免除す。

◆埼玉縣の縣稅減免猶豫規定

一 震災被害者の納付すべき大正十二年度分の戸、敷割、營業税、雜種税（雜種税は料理屋、待合茶屋、飲食店、湯屋、理髪人、遊藝師匠、遊藝稼人、相撲、俳優、藝妓、代書人、市場遊技場人、寄席、水車、劇場、建物賃貸、法人建物、工場、倉庫に限る）は左の標準に依り納稅義務者の出願せるものに限り減免又は徵收猶豫の詮議を爲すものとす。但し雜種税中市場遊藝場人寄席、水車、劇場、建物賃貸、法人建物、工場倉庫に付ては直接課稅物件の被害を蒙りたるものに限る。

（イ）震災被害者にして罹災救助基金法に依る食品救助を受けたる者の今後納付すべき大正十二年度分の戸、敷割、營業税、雜種税はこれを免除す。

（ロ）前號に該當せざる者雖も被害の程度著しき者に對しては損害の程度に依り免除又は相當輕減することを得。

（ハ）震災被害者にして家屋の倒潰又はこれに準すべき慘害を蒙り被害復舊の爲め資力減耗し一時に納稅し得られざるに至りし者の今後納付すべき大正十二年度分の戸、敷割、營業税、雜種税は左記各號に依り徵收を猶豫す。

（一）年度内の徵收猶豫は郡市長限り適宜の措置を講ずる事。

（2）年度經過後徵收猶豫の必要あるものに對しては被害の程度若しくは資力減耗の程度に應じ適當の時期迄徵收猶豫の詮議を爲すものとす。

二 震災地に於ける震災被害者の大正十二年度に納付すべき地租割、所得稅附加稅、營稅附加稅の減免又は徵收猶豫に付ては勅令第四百十號適用の結果に依り更に通牒する旨

三 第一項の減免又は徵收猶豫を請はむとする者に對しては大正十二年十月末日以前に願書を提出せしむるものとす但し郡市長限り措置するものに付ては此の限りにあらず。

四 前項の期日後五日以外に縣廳に到達せざる願書はこれを採用せず。

附錄の一

◆關係諸法令

○緊急勅令第四百十號（大正十二年九月十二日）（罹災者國稅特別減免猶豫法）

第一條 政府ハ震災被害者ノ納付スヘキ大正十年二年分ノ第三種所得稅及營業稅ニ付各納稅者ノ被
害ノ狀況ニ應シ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ免除又は輕減スルコトヲ得

第二條 政府ハ震災地ニ於テ大正十二年度ニ納付スヘキ左ノ租稅ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵
收ヲ猶豫スルコトヲ得

- 一 地 稟
- 二 所 得 稅
- 三 營 業 稅
- 四 相 繼 稅

第三條 第一條ノ震災被害者及前條ノ震災地ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○勅令第四百三十三號

(大正十三年九月二十日) (罹災者國稅特別減免猶豫法施行勅令)

第一條 大正十二年勅令第四百十號第三條ノ規定ニ依リ震災地及震災被害者ヲ左ノ如ク定ム

一 震 灾 地

東京府 (西多摩郡及小笠原島ヲ除ク)

神奈川縣

埼玉縣 (秩父郡、児玉郡及大里郡ヲ除ク)

千葉縣

千葉市、千葉郡、市原郡、東葛飾郡、君津郡、安房郡

山梨縣

中巨摩郡花輪村、東八代郡富士見村、南巨摩郡糸澤町、南都留郡明見村忍野村中

野村

靜岡縣 沼津市、田方郡、駿東郡、賀茂郡

二 震災被害者

大正十二年九月一日ノ震災(之ニ伴フ火災又ハ海嘯ヲ含ム以下同シ)ニ因リ損害ヲ受ケタル者

第二條 震災被害者中政府ノ決定シタル所得金額一萬圓以下(同居ノ戸主又ハ家族ノ分トノ合算額

ニ依ル)ノ者ニシテ自己(同居ノ戸主又ハ家族ヲ含ム)ノ所有ニ係ル其ノ住宅又ハ家財ノ過半ガ震災ニ因リ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルモノニ付テハ大正十二年分第二種ノ所得ニ對スル所得稅ヲ免除ス

第三條 震災被害者ニシテ前條ニ該當セサルモノノ大正十二年分第三種ノ所得ニ付テハ政府ノ決定シタル所得金額中ヨリ左ノ金額ヲ控除シ其ノ残所得金額ニ付所得稅法第二十三條ノ規定ヲ適用ス一 所得稅法第十四條第一項第六號ノ所得ノ基因タル自己所有ノ家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械、器具、商品、原料品等カ震災ニ因リ滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ損害見積金額

ニ、自己(同居ノ戸主又ハ家族ヲ含ム)ノ所有ニ係ル其ノ住宅又ハ家財カ震災ニ因リ滅失又ハ毀損シタルトキハ左ノ金額

甲 住宅又ハ家財ノ過半カ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキ

所得金額中一萬圓以下ノ金額(同居ノ戸主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル以下同シ)ノ全部

同 一萬圓ヲ超エ二萬圓以下ノ金額ノ八割

同 二萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ六割

同 五萬圓ヲ超エ十萬圓以下ノ金額ノ四割

同 十萬圓ヲ超ユル金額ノ二割

乙 住宅又ハ家財ノ損害甲ノ程度ニ達セサルモ其ノ損害著シキトキ

所得金額中一萬圓以下ノ金額（同居ノ戸主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル以下同シ）ノ五割

同 一萬圓ヲ超エ二萬圓以下ノ金額ノ三割

同 二萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ二割

同 五萬圓ヲ超ユル金額ノ一割

丙 住宅又ハ家財ノ損害乙ノ程度ニ達セサルトキ

所得金額一萬圓以下ノ金額（同居ノ戸主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル以下同シ）ノ二割

同 一萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ一割

三 第一號又ハ前號ノ規定ノ適用ヲ受クル者所得稅法第十四條第一項第一號又ハ第六號ノ所得ニ付震災ノ影響ニ依リ收入ノ全部又ハ大部分ヲ得ルコト能ハサルニ至リタルトキハ當該所得ノ三分ノ一二相當スル金額

前項第二號ノ場合ニ於テ同居者一人毎ノ控除金額ハ各其ノ所得金額ニ案分シテ之ヲ計算ス
震災被害者カ所得ノ基因タル自己所ノ家屋ニ住居スル場合ニ於テハ其ノ選擇ニ依リ第一項第一號

又ハ第二號ノ規定ヲ適用ス

同一人ニシテ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トヲ有スル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ル控除ハ先
ツ山林以外ノ所得ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ山林ノ所得ニ及ブ

第四條 所得稅法第六十四條第一項ノ請求ヲ爲ス者ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用セズ

第五條 第三條ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シ残所得金額八百圓ニ満タサルトキハ所得稅ヲ免除ス所得稅

法第二十條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條 震災ニ因リ所得稅法第二十六條第一項ノ規定ニ依リ決定シタル大正十二年分第三種ノ所得

金額ノ不明ト爲リタルモノニ付テハ政府ハ所得調査委員會ニ諮詢シテ其ノ所得金額ヲ確定スペシ

第七條 震災被害者ニシテ左ノ各號ノ一一該當スルモノノ大正十二年分營業稅二期分ハ之ヲ免除

ス

一 營業ノ用ニ供スル家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械、器具等ノ全部又ハ大部分カ震災ニ因リ
減失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキ

二 商品及原料品ノ全部又ハ大部分カ震災ニ因リ減失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキ

前項ノ規定ハ各營業場毎ニ之ヲ適用ス但シ營業稅法第十五條第二項ノ規定ニ依リ合算シテ營業稅

ヲ課シタルモノニ付テハ各營業場ヲ通シテ之ヲ適用ス

第八條 前條ノ規定ニ依リ營業稅ノ免除ヲ受ケタル者ニ付テハ第一期分ニ相當スル稅額ヲ以テ營業稅法第二十九條ノ其ノ年分營業稅額ト看做ス

第九條 震災被害者ノ大正十二年分營業稅ニ付營業稅法第二十九條ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ營業ノ用ニ供スル自己所有ノ家屋其ノ他ノ築造物、船舶、機械、器具等カ震災ニ因リ滅失又ハ毀損シタル損害ノ見積金額ヲ營業稅法施行規則第五十五條ノ經費ト看做ス

第十條 震災ニ因リ營業稅法第二十六條第一項ノ規定ニ依リ決定シタル大正十二年分營業稅課稅標準ノ不明ト爲リタルモノニ付テハ政府ハ營業稅調查委員會ニ諮詢シテ其ノ課稅標準ヲ確定スヘシ

第十一條 第二條、第三條又ハ第七條ノ規定ニ依リ所得稅又ハ營業稅ノ免除又ハ輕減ヲ受ケムトル者ハ被害ノ狀況及損害見積金額ヲ記載シタル申請書ヲ大正十三年一月三十一日迄ニ所轄稅務署ニ提出スヘシ

震災當時ニ於テ納稅地ガ震災地ニ在リタル納稅者ニシテ被害ノ事實顯著ナルモノニ付テハ前項ノ申請ナキ場合ト雖政府ノ認ムル所ニ依リ所得稅又ハ營業稅ノ免除又ハ輕減ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ第三條ノ規定ニ依リ控除ヲ爲シタルトキハ其ノ殘所得金額ヲ納稅義務者ニ通知ス

ヘシ

第十三條 本令ニ依ル所得稅又ハ營業稅ノ免除又ハ輕減ニ關スル處分ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第十四條 震災地ニ於テ納付スヘキ地租、所得稅（第二種所得稅ヲ除ク）營業稅及相續稅ニシテ納付未濟ニ係ルモノ及大正十二年十月三十一日迄ニ納期限ノ到來スルモノニ付テハ其ノ徵收ヲ猶豫シ大正十二年十一月一日以後ニ於テ大藏大臣其ノ納期限ヲ定ム

震災地ニ於テ納付スヘキ地租、所得稅（第二種所得稅ヲ除ク）營業稅及相續稅ニシテ大正十二年十一月一日以後ニ納期限ノ到來スルモノニ付テハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○大藏省令第一十六號（大正十二年十 月三十一日）

第一條 大正十二年勅令第四百三十三號第十四條第一項ノ規定ニ依リ徵收ヲ猶豫シタル租稅ノ納期限ハ本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外大正十二年分ノ第三種所得稅第一期分ニ在リテハ大正十

三年五月三十一日限其ノ他ノ租稅ニ在リテハ大正十二年十二月二十日限トス

第二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル土地ノ大正十二年分地租ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫シ大正十三年六月一日ヨリ同十二月十五日迄ノ間ニ於テ稅務署長ノ適當ト認ムル時期ニ之ヲ徵收ス但シ第三號ノ宅地ノ地租ニ付テハ納稅義務者ノ申請ナキ場合ニ於テモ其ノ徵收ヲ猶豫スルコトヲ得

- 一 震災ニ因リ自己ノ住宅ノ過半カ減失シ又ハ其ノ用ヲナササルエ至リタル者ノ所有スル土地
- 二 荒地又ハ收穫皆無地トナラサルモ震災ニ因リ著シク收穫ノ減損スルニ至リタル田畠
- 三 震災ニ因ル被害激甚ニシテ別ニ指定スル市區町村内ノ宅地

第三條 震災ニ因リ地租名寄帳ノ滅失シタル市區町村ノ大正十二年分地租ニ付テハ地租名寄帳改調後一年以内ニ於テ稅務署長ノ適當ト認ムル時期ニ之ヲ徵收ス

第四條 大正十二年分第三種所得ニ對スル所得稅ノ徵收猶豫ニ付テハ左ノ各號ノ規定ニ依ル

- 一 震災被害者ノ所得稅ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫シ大正十三年五月一日ヨリ大正十四年二月二十八日迄ノ間ニ於テ稅務署長ノ適當ト認ムル時期ニ之ヲ徵收ス但シ被害ノ事實顯著ニシテ所得稅ノ減免ヲ受クヘキコト明カナルモノニ付テハ納稅義務者ノ申請ナキ場

合ニ於テモ之ヲ猶豫スルコトヲ得

- 二 震災ニ因リ所得金額ノ不明トナリタルモノニ付テハ大正十三年十月一日ヨリ大正十四年七月三十日迄ノ間ニ於テ稅務署長ノ適當ト認ムル時期ニ之ヲ徵收ス

第五條 大正十二年分營業稅ノ徵收猶豫ニ付テハ左ノ各號ノ規定ニ依ル

- 一 震災被害者ノ營業稅ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ其ノ徵收ヲ猶豫シ大正十三年三月三十日限之ヲ徵收ス但シ被害ノ事實顯著ニシテ營業稅ノ減免ヲ受クヘキコト明カナルモノニ付テハ納稅義務者ノ申請ナキ場合ニ於テモ之ヲ猶豫スルコトヲ得
- 二 震災ニ依リ課稅標準ノ不明トナリタルモノニ付テハ大正十三年五月三十一日限之ヲ徵收ス第六條 震災被害者ノ大正十二年度ニ於テ納付スヘキ左ノ租稅ニ付テハ納稅義務者ノ申請ニ依リ被害ノ狀況ニ應シ五年以内ノ延納ヲ許可スルコトヲ得
- 大正十二年八月三十一日迄ニ終了シタル事業年度分ノ第一種所得稅 大正十二年八月三十一日迄ニ開始シタル相續ニ對スル相續稅（延納年賦金ノ大正十二年度分年割額ヲ含ム）

第七條 第二條、第四條、乃至第六條ノ規定ニ依リ徵收猶豫ノ申請ヲ爲サムトスル者ハ左ノ期限迄

ニ所轄稅務署長ニ申請書ヲ提出スヘシ

- 一 煙租、雜地租、第三種所得稅及營業稅ニ付テハ大正十二年十一月二十日限
- 二 宅地租第一期分並大正十二年十月三十一日迄ニ納期限ノ到來シタル第一種所得稅及相續稅ニ付テハ大正十二年十一月三十日限
- 三 田租ニ付テハ大正十二年十一月十五日限
- 四 宅地租第二期分ニ付テハ大正十二年十二月二十八日限
- 五 其ノ他ノ諸稅ニ付テハ納稅告知書ヲ受ケタル日ヨリ七日以内

市町村ニ於テ徵收スヘキ租稅ニ付テハ前項ノ申請書ハ納稅地ノ市區町村ヲ經由シテ之ヲ提出スヘシ

第八條

前條ノ申請書ニハ納稅義務者ノ住所又ハ居所、氏名、稅目、納期區分及左ノ事項ヲ記載スヘシ
一 地租ニ在リテハ大字、字、地番、地目、反別、地價及被害狀況但シ第二條第一項第一號ノ場合ニ於テハ各大字地目每ノ筆數反別及地價ノ合計ヲ記載スルヲ以テ足ル

二 其ノ他ノ租稅ニ在リテハ其ノ課稅標準額、稅額、被害狀況及震災當時ニ於ケル納稅地

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○所 得 稅 法 (抄錄)

第十四條 第三種ノ所得ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス

- 一 債給給料歲費年金恩給退隱料及此等ノ性質ヲ有スル給與營業ニ非サル貸金ノ利子並第二種ノ所得ニ屬セサルノ公債社債及預金ノ利子ハ其ノ收入豫算年額
- 二 田又ハ烟ノ所得ハ前三年間毎年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノ平均ニ依リ算出シタル收入豫算年額但前三年以來引續キ自作セス、小作セス又ハ小作ニ付セサル田又ハ烟ニ在リテハ近傍類地ノ所得ニ依リ算出シタル收入豫算年額
- 三 山林ノ所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額
- 四 賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年四月一日ヨリ其ノ年二月末日ニ至ル期間ノ收入金額
- 五 法人ヨリ利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額ヨリ其ノ十分ノ四ニ相當スル金額ヲ控除シタル金額但シ無記名式ノ株式ヲ有スル者ノ受クル配當ハ同期間ニ於テ支拂ヲ受ケタル金額ヨリ其ノ十分ノ四ニ相當スル金額ヲ控除シ

タル金額

六 前各號以外ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル收入豫算年額

法人ノ社員退社ニ依リ持分ノ拂戻トシテ受クル金額カ其ノ退社當時ニ於ケル出資金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ其ノ法人ヨリ受クル利益ノ配當ト看做ス株式ノ消却ニ因リ支拂ヲ受クル金額カ其ノ株式ノ拂込済金額ヲ超過スルトキハ其超過金額亦同シ

第二十條 第三種ノ所得ハ八百圓ニ満タサルニ至リタルトキ亦同シ
控除ヲ爲シタル爲八百圓ニ満タサルニ至リタルトキ亦同シ

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル一人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第二十三條 第三種ノ所得ニ對スル所得稅ハ所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各稅率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス但シ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トハ之ヲ區分シ各別ニ稅率ヲ適用ス

八百圓以下ノ金額 百分ノ〇、五

八百圓ヲ超ユル金額 百分の一

千圓ヲ超ユル金額 百分ノ二

千五百圓ヲ超ユル金額 百分ノ三

一千圓ヲ超ユル金額 百分ノ四

三千圓ヲ超ユル金額 百分ノ五

五千圓ヲ超ユル金額 百分ノ六、五

七千圓ヲ超ユル金額 百分ノ八

一萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ九、五

一萬五千圓ヲ超ユル金額 百分ノ十一

二萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ十三

三萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ十五

五萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ十七

六萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ十九

十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十一

二十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十三

五十萬圓ヲ超ユル金額 百分ノ二十五

百萬圓ヲ超ユル金額

百分ノ二十七

二百萬圓ヲ超ユル金額

百分ノ三十

三百萬圓ヲ超ユル金額

百分ノ三十三

四百萬圓ヲ超ユル金額

百分ノ三十六

前項ノ場合ニ於テ戸主及其ノ同居家族ノ所得金額ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ對シ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ各其所得金額ニ按分シテ各其ノ稅額ヲ定ム戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得金額ニ付亦同シ

第二十六條 第一種ノ所得金額ハ第二十四條ノ申告ニ依リ申告ナキトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ニ於テ之ヲ決定シ第三種ノ所得金額ハ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

所得調査委員會閉會後第三種ノ所得ヲ有スル者納稅義務アルコトヲ申出テ又ハ納稅義務者所得金額ヲ増加アルコトヲ申出テタルトキハ政府ニ於テ其ノ所得金額定決ラス

第六十四條 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者收入豫算年額四分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ政府ニ所得金額ノ更訂ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ翌年一月三十一日ヲ過キタルトキハ此ノ限ニ在ラス

所得金額決定後贈與ヲ爲シタル爲所得金額ヲ減損シタル場合ニハ前項ノ規定ヲ適用セス

○營業稅法 (抄錄)

第十五條 物品販賣業、請負業、席貸業、旅人宿業、料理店業、周旋業、代理業、仲立業、間屋業
信託業ハ各店舗其ノ他ノ營業場毎ニ營業稅ヲ課ス

前項ニ掲ケサル營業ニシテ店舗其ノ他ノ營業場數箇所アルトキ其ノ資本ヲ區分シタルモノハ各別ニ營業稅ヲ課ス其ノ資本ヲ區別セサルモノハ合算シテ之ヲ課ス但シ内國ト外國トニ涉リ店舗其ノ他營業場ノ數箇所アルモノニシテ資本ヲ區分セサルモノハ内國ニ於ケル課稅標準ヲ見積リ主タル店舗其ノ他ノ營業場内國ニ在ルトキハ合算シテ之ヲ課シ内國ニ在ラサルトキハ各別ニ之ヲ課ス

第二十條 營業稅ハ年額ヲ一分シ第一期ハ其ノ年六月一日ヨリ三十日限第二期ハ其ノ年十一月一日ヨリ三十日限ヲ以テ納期トス但シ廢業スルトキ未納ノ稅金ハ即納トス

第二十六條 課稅標準ハ營業稅調查委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

調査委員會閉會後課稅標準ノ決定ニ付脱漏アルコトヲ發見シメルトキハ其ノ決定ヲ爲スヘカリシ年ノ翌年ニ於ケル調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ其課稅標準ヲ決定スルコトヲ得

調査委員會閉會後營業者納稅義務アルコトヲ申出テ又ハ課稅標準ノ增加アルコトヲ申出テタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス政府ニ於テ其ノ課稅標準ヲ決定ス

第二十九條 其ノ年ニ於ケル營業ノ利益カ其ノ年分營業稅額ニ達セサルトキハ營業者ノ請求ニ依リ其ノ不足額ニ相當スル營業稅ヲ免除ス

前項ノ利益ノ計算付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

○營業稅法施行規則（抄錄）

第五十四條 營業稅法第二十九條ノ規定ハ數種ノ營業ヲ爲シ又ハ數箇ノ店舗其ノ他ノ營業場ヲ有シ各別ニ營業稅ヲ課セラル、者ニ付テハ各業又ハ各店舗其ノ他ノ營業場毎ニ之ヲ適用ス

第五十五條 個人營業ニ係ル營業稅法第二十九條ノ利益ハ其ノ年ニ於ケル當該營業ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル金額ニ依ル

前項ノ經費ハ仕入品ノ原價、原料品ノ代價、場所物件ノ修繕費、又ハ借入料、場所物件又ハ業務ニ係ル公課、雇人ノ給料其ノ他收入ヲ得ルニ必要ナルモノニ限ル但シ家事上ノ費用及之ニ關聯スルモノ並當該營業ニ係ル營業稅ハ之ヲ控除セス

第五十六條 法人營業ニ係ル營業稅法第二十九條ノ利益ハ其ノ年ニ於ケル當該營業ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル此ノ場合ニ於テ法人ノ事業年度ノ期間カ前年又ハ翌年ニ跨ルモノニ付テハ其ノ事業年度ノ總益金及總損金ヲ日割計算ノ方法ニ依リ按分算出シタルモノヲ以テ其ノ年ニ屬スル總益金及總損金ト看做ス

當該營業ニ係ル營業稅及繰越缺損ノ補填ハ前項ノ總損金ニ之ヲ算入セス

附 錄 の 二

◇國稅の減免猶豫申請書式 一切

（二）第三種所得稅の減免申請

(一) 第三種所得税の减免申請

卷之三

1

四

三

三

1

稅務署長殿

申請書提出年月日

大正十一年

月

日

大正十二年分第三種所得稅減免申請書

| 計 | | 被害者 | 同居者 | 決定所得額 | 大正十二年九月 日 | |
|---|--|-----|------------------|------------------------|-----------|------|
| | | | | | 山林以外所得 | 山林所得 |
| 計 | | 被 | 現居所 | 印名氏 | | |
| | | 害 | 震災後收入ノ 減シタル事由 | | | |
| | | 狀 | | | | |
| | | 況 | | | | |
| | | | | | | |
| 計 | | 被 | 並原因 | 被害年月日 | | |
| | | 害地 | 被害種目 | 所得ノ基因タル家屋築造物器具機械商品原料品等 | | |
| | | | 被害地 | 建物棟數坪 數又ハ數量 | | |
| | | | | 單價 | | |
| | | | | 損害價格 | | |
| | | | | 被 | | |
| | | | | 害 | | |
| | | | | 狀 | | |
| | | | | 況 | | |
| | | | | | | |

2

申請上注意すべき事柄

二

一、申請期限 大正十三年一月三十一日限

二、申請方

イ、此の申請書は震災後納稅地の變更をなさる場合は震災當時の納稅地所轄稅務署に提出すること。

ロ、未だ所得金額の決定通知を受けざる場合後日其の送達ありたる時の豫備として申請し置くも差支なし此の場合に於ては「決定所得金額欄」に所得の見積金額を記載すること。

ハ、所得を有する同居者は氏名欄に併記申請するも差支なし。

三、記載方

イ、自己住宅には必ずしも所有名義に拘らず事實上自己の所有に屬するものはこれを含む。

ロ、「自己住宅」は自己の居住するものなる以上必ずしも其の生活の本據たるを要せず從つて二個以上の住宅を有する場合あるべきを以て此の場合に於ては其の全部を記載すること。

ハ、別荘等にして自己の常住せざるものは「自己住宅」に包含せざるも「自己住宅」附屬の倉庫物置等はこれを含む。

ニ、「家財」とは生活上必要な衣類裝身具家具書籍を指し生活の必要を超ゆる書畫骨董娛樂品等はこれを含まず

ホ、「所得の基因たる」物件中には必ずしも所得算出の基因となりたる物件のみならず例へば營業者の營業場醫師辯護士等の事務所病院及び其の附屬の器具機械等をも含む。

ヘ、「損害價格」は減失又は毀損したる物件の震災當時に於ける大體の時價に依り計算し保険金はこれを控除すること。

ト、記載事項の複雜なるものは別に調書を作り添附すること。

(二) 個人及び會社の營業稅第二期分の免除申請

1 書式

三

積見ノ害損及況狀

品 料 原 及 品 商

等器械機物造築，他ノ

三

四

五

大正十二年營業稅第二期分免除申請書

申請書提出年月日
大正十年一月一日

稅務署長殿

大正十年

1

73

四

| 害 被 | | 業 營 | |
|--------|------------------------------|----------------|-------|
| 屋家 | | 名 | |
| 分區摘要 | | 種目 | |
| 種類 | 震災當時ニ供シタルテモノ | 現在所 | 課稅標準 |
| 數量 | 於營業ノ量 | 震災當時ノ營業場 | 決定當時 |
| 價格 | 圓 | 會社名 | 家號又ハ |
| | | (會社、役名) 氏名印 | 會社名 |
| 數量 | 同上ノ内震災ニ因リ減失シ又ハ其ノ用ヲ爲サルニ至リタルモノ | 從業者 | 職工勞役者 |
| 單價 | 圓 | 人 | 人 |
| 價格 | 圓 | | |
| 被害度 | 圓 | | |
| | 備考 | | |

申請上注意すべき事柄

一、申請期限 大正十三年一月三十一日限

二、申請方

イ、此の申請書は震災後納稅地の變更をなさる場合は震災當時の納稅地所轄稅務署に提出すること。

ロ、兼業のある場合又は場所を異にして同じ營業を營む場合は各營業又は各營業場毎に申請すること。

ハ、利益なき爲め營業稅法第二十九條に依り稅金の免除を受けむとする場合は別に申請すること。

三、記載方

イ、課稅標準決定額が震災の爲め不明となりたる場合は大體の見積額に依り記載すること。

ロ、震災當時に於て營業の用に供したる固定資本又は商品原料品及び其の内震災に因り滅失又は其の用をなさるに至りたるものゝ價格は震災當時の大體の見積時價に依り記載すること。

こと。

ハ、營業用家屋が借家の場合は其の旨備考欄に記載すること。但し法人等にして正確なる帳簿の有するものは其の記帳價格に依るも妨げなし、此の場合に於ては備考欄に「記帳價格」と附記すること。

ニ、家屋に付ては其の構造種類坪數及び用途等を備考欄に記載すること。

ホ、器具、機械商品及び原料品は其の主なる品名を種類欄に記載すること。

ヘ、半製品(仕掛品)は原料品中に包含せしむること。

ト、被害物件の所在地が營業場と異なるものに付ては被害の場所を備考欄に記載すること。
チ、被害の程度は「全焼」「半焼」「全潰」等の如く簡単に記載すること。

リ、記載事項の複雑なるものは別に調書を作り添附すること。

1 書式

(三) 個人の營業稅第一期分(被害激甚の爲め第二期分は免除された場合)又は營業稅
金額(被害激甚ならざる爲め第二期分としては特に免除を受けざるも相當損害
を受けた場合)の免除申請

| | | |
|----------------|-----|-----------|
| 稅務署長殿 | 年月日 | 大正十 年 月 日 |
| 大正十二年分營業稅免除申請書 | | |

1
書
式

(三) 個人の營業稅第一期分(被害激甚の爲め第一期分は免除された場合)又は營業稅
金額(被害激甚ならざる爲め第一期分としては特に免除を受けざるも相當損害
を受けた場合)の免除申請

2 申請上注意すべき事柄

一、申請期限 大正十三年一月三十一日限

二、申請方

イ、此の用紙を以て申請すべき者は自己所有の營業用家屋其の他の營業物件が震災に因り滅失又は毀損し損害を受けたる會社以外の營業者に限る。

ロ、固定資本又は商品原料品及び原料品の全部又は大部分が震災に因り滅失し又は其の用を爲さざるに至りたる爲め大正十二年分營業税の第二期分を免除され若しくはさるべき者が第一期分の免除を受けむとする場合も此の用紙で申請すること。

ハ、此の申請書は震災後納稅の變更を爲さざる場合は震災當時の納稅地所轄稅務署に提出すること。

ニ、兼業のある場合又は場所を異にして同じ營業を營む場合は各營業又は各營業場毎に申請すること。

三、記載方

イ、「大正十二年分課稅標準額又は營業稅額」が震災の爲め不明となつた場合は大體の見込に依り記載すること。

ロ、「總收入」は一月より十二月の間に至る當該營業の主たる收入の外これに附隨する雜收入

をも記載すること、尤も年の中途に於て災害其の他の事由に由り營業を譲渡し又は廢業した場合は其の時迄の收入に依り又年の中途に於て他人より營業を譲受けた場合は其の後の收入に依ること、此の場合に於ける「税金」は自己の徵收せられた金額に依ること。ハ、「必要的経費」は收入に對する仕入品の原價、場所、物件の修繕費又は借入料、場所、物件又は業務に係る公課、雇人の給料其の他收入を得るに直接必要なものに限り、家事上の費用及びこれに關聯するもの並に當該營業に係る營業税の本稅はこれを含まず。年の中途に於て營業の譲渡又は譲受ありたるが如き場合の計算方は(ロ)に準すること。
 ニ、「勅令第四三三號に依る必要的経費」とは震災に因り損害を受けたる固定資本の損害見積
金額に限る。

ホ、記載事項の複雜なるものは別に調書を作り添附すること。

(四) 會社の營業税第一期分（被害激甚の爲め第二期分は免除された場合）又は營業税全額（被害激甚ならざる爲め第二期分としては特に免除を受けざるも相當損害を受けた場合）の免除申請

1 書式

| 大正十二年分營業税免除申請書 | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 者業營 | | | | | | | | | | | |
| 目種 | | | | | | | | | | | |
| 課 稅 標 準 | | | | | | | | | | | |
| 資本、収入、請建物報償金額 | | | | | | | | | | | |
| 資小賣卸甲賣上金額 | | | | | | | | | | | |
| 賣小甲乙賣卸甲賣上金額 | | | | | | | | | | | |
| 工者役職者業從業人 | | | | | | | | | | | |
| 時當震災營業 | | | | | | | | | | | |
| 納期別稅額 | | | | | | | | | | | |
| 納稅既未濟 | | | | | | | | | | | |
| 考備 | | | | | | | | | | | |
| 右免除相成度計算書及左ノ書類相添へ申請候也 | | | | | | | | | | | |
| 各事業年度分損益金内 ^{附純損益金處分} 通葉 | | | | | | | | | | | |
| 關係貸借對照表 | | | | | | | | | | | |
| 損益計算書 | | | | | | | | | | | |
| 大正年月日 | | | | | | | | | | | |
| 稅務署長殿 | | 所在店 | | | | | | | | | |
| 名人法 | | | | | | | | | | | |
| 名者印代表 | | 電話 | | | | | | | | | |

2

申請上注意すべき事柄

一、申請期限

十二月末迄に事業年度の終了する會社
十二月末以前に廢業した會社 大正十三年一月三十一限

其他の會社 大正十二年十二月末を含む事業年度終了後三十日限

二、添附すべき書類

- イ、自大正十二年一月一日營業期間を含む各事業年度分貸借対照表一通宛
ロ、同 損益計算書(附純損益金の處分) 一通宛
ハ、同 總損益金内訳明細書 一通宛
ニ、本營業分總損益金區分調書 一通宛
ホ、本營業分純損益金日割計算書 一通

右の内(ニ)は(1)營業税を納むる他の營業を兼營する場合、(2)場所を異にして同種の營業を營む場合、(3)免稅事業を兼營する場合、(4)營業税法第二十一條第二項の規定に依る徵收猶豫期間内に在る營業を兼營する場合、(5)營業税を課せざる事業を兼營する場合

及び(6)營業税法施行地内と施行地外とに亘り營業場を有する場合等の外は必要なく、又(ホ)は事業年度が一月一日より十二月三十一日に至る年一回又は一月一日より六月三十日及び七月一日より十二月三十一日に至る年一回の如き會社に在りては添附の必要なきはいふ迄もない。

三、總損益金

總損益又は總益金の意義は大體所得稅の場合と同一であるが唯營業税の場合は「繰越缺損金の補填額」及び「其の年分營業税の本稅」はこれを總損益に計算しない點が違ふ。

四、其他は三の書式「注意」参照。

1 書式

(五) 第三種所得稅(又は營業税)の徵收猶豫申請

| | | |
|----------------------------|--------------|----------------------------------|
| 稅務署長殿 | 申請月日 | 大正十二年十一月 日 |
| 申請者 | 現在所 | 震災納稅當時 |
| | | (家 會社名 名)印 氏名(代 者氏號) |
| 營業稅 | 所得金額 | 第三種所得稅 |
| 營業稅 (營業名) | 圓 | 稅目 |
| 從業者 | 圓 | 決定課稅標準額 |
| 賣上 小賣 乙 賣甲 | 卸賣 甲 乙 | 稅額 |
| 資本、收入、請 建物貨價額 貢、報償金額 | | 納期區分 |
| | | 被害狀況 |

2 申請上注意すべき事柄

- 1、申請期限 大正十二年十一月二十日
 - 2、所得稅と營業稅とは各別紙にて申請すること。
 - 3、此の申請書は震災當時の納稅地の市區役所又は町村役場を經由して提出すること。
 - 4、決定課稅標準額及び稅額の明かでない場合はおほよその見込で記載すること。
- (六) 地租の徵收猶豫申請

1 書式

| | | |
|--|------|-----------|
| 稅務署長殿 | 申請月日 | 大正十二年 月 日 |
| 大正十二年分地租徵收猶豫申請書 | | |
| 申請者 大字 字 地番 地目 反別又ハ坪數 地價 納期區分 被害狀況 | 氏名印 | |

1

申請上注意すべき事柄

一六

一、申請期限

烟租、雜地租は大正十二年十一月三十日限

宅地租 第一期分は大正十二年十一月三十日限

宅地租 第二期分は大正十二年十二月十五日限

田租は大正十二年十二月十五日限

二、此の申請書は土地のある市區町村毎に別紙に作り各其の地の市、區役所又は町村役場を經由して提出すること。

三、震災に因り自己の住宅が過半失くなり又は役だぬやうになつた者の此の猶豫願には土地を一筆々々書かず各大字地目毎の筆數、反別及び地價の合計だけでもよい。

1 書式

(七) 第一種所得稅の延納願

| 第一種所得稅延納願 | | | | | |
|-----------|------|----|-------|---|----|
| 事業年度 | 所得金額 | 稅額 | 納稅告知書 | 被 | 害 |
| | 圓 | 圓 | 受領年月月 | 害 | 狀況 |
| 甲、超過所得 | | | | | |
| 乙、留保所得 | | | | | |
| 丙、課當所得 | | | | | |

右何年何月何日迄何年間延納御許可相成度及申候也

(本店)

(假事務所)

大正年月日 何會社
代表者 何某印
(電話)

稅務署長殿

2 申請上注意すべき事柄

一八

- 一、申請期限 稅務署から納稅告知書(納稅切符)を受けた日より七日以内(但し大正十二年十
月末日迄に納期到来したものは同年十一月末日限)。
- 二、年賦延納を望むときは年別年額を附記すること。
- 三、申請書は所得金額の決定通知書を受けた税務署に提出すること。
- 四、被害状況の複雑なるものは別に調書を添附すること。

1 書式

(八) 相續稅の延納願

| 相 繼 稅 延 納 願 | |
|--|--|
| 一、課稅價格 | 何 程 |
| 三、相續稅金 | 何 程 <small>(相續稅法第十七條ニ依ル延納年賦金ノ大正十二年分 年割額ノ延期ヲ申請スル場合ハ其ノ旨附記ノコト)</small> |
| 三、被害狀況 | 、 、 、 、 、 、 |
| 四、納稅告知書受領年月日 | 大正何年何月何日 |
| 五、延納期間 | 何年何月何日迄何年間 |
| 右延納御許可相成度大正十二年大藏省令第二十六號第六條及第七條ニ依リ此 段及申請候也 | 震災當時ノ住居所 現在ノ住居所 |
| 稅務署長殿 | (亡)何某相續人 何 某印 |

(注意事項前(七)書式参照)

一九

露光量違いの為重複撮影

假稅務署京濱失

尙申請書を差出す場合等の便宜の爲め、京濱に於ける焼失稅務署の假事務所を示して置く。

二〇

| 稅務署名 | 管轄区域 | 假事務所 |
|--------|----------|---------------|
| 神田橋稅務署 | 神田區、麹町區 | 麹町區丸之内三菱新館内 |
| 永代橋稅務署 | 日本橋區 | 麹町區紀尾井町四谷稅務署内 |
| 京橋稅務署 | 京橋區 | 元衛町社會局内 |
| 幸橋稅務署 | 芝區、麻布區 | 寺内 |
| 厩橋稅務署 | 下谷區、淺草區 | 本鄉區真砂町水道橋稅務署内 |
| 兩國橋稅務署 | 本所區、深川區 | 元衛町社會局内 |
| 橫濱稅務署 | 横濱市、久良岐郡 | 横濱公園内 |

(東京稅務監督局假事務所

麹町區元衛町社會局内)

大賣場所

歲

松

堂

東京市牛込區早稻田鶴巣町西三番地

印刷所 每夕社副業部

發賣所 中村總助

印刷者 東京市地所區水道町二丁目

電話 五三七一三三

郵便局名前五三七一三三

不許
複製

大正十二年十一月廿九日印制
大正十二年十二月五日發行

定額金一拾錢

露光量違いの為重複撮影

京濱燒失
假稅務署事務所

尙申請書を差出す場合等の便宜の爲め、京濱に於ける燒失稅務署の假事務所を示して置く。

二〇

| 稅務署名 | 管轄區域 | 假事務所 |
|--------|----------|---------------|
| 神田橋稅務署 | 神田區、麹町區 | 麹町區丸之内三菱新館内 |
| 永代橋稅務署 | 日本橋區 | 麹町區紀尾井町四谷稅務署内 |
| 京橋稅務署 | 京橋區 | 麹町區元衛町社會局内 |
| 幸橋稅務署 | 芝區、麻布區 | 芝增上寺内 |
| 鷗橋稅務署 | 下谷區、淺草區 | 本郷區真砂町水道橋稅務署内 |
| 兩國橋稅務署 | 本所區、深川區 | 麹町區元衛町社會局内 |
| 橫濱稅務署 | 橫濱市、久良岐郡 | 横濱公園内 |

(東京稅務監督局假事務所

麹町區元衛町社會局内)

大正十二年十一月廿九日印刷

大正十二年十二月五日發行

定價金六拾錢

發著者兼

中 村 繼 男

東京府北豊島郡瀧ノ川町西ヶ原二四二番地
東京市丸ノ内郵船ビルディング六階六一七號

稅務懇話會

振替口座東京六五一三番

不許
復製

印 刷 所

東京市麹町區永樂町二ノ一
同

印 刷 者

石 原 慎 之 助

印 刷 所

每 夕 社 副 業 部

東京市牛込區早稻田鶴巻町四三番地

大賣捌所
嚴松堂

147
260

終

